

令和 6 年度

学校安全の推進に関する計画に係る調査研究

～学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施・分析～

報告書

令和7年3月

株式会社浜銀総合研究所

目 次

第1章 調査研究の概要	1
1 調査研究実施の背景・目的.....	1
2 調査研究の実施概要.....	1
3 本報告書の構成・留意点.....	2
第2章 取組状況調査(令和5年度実績)の集計・分析	4
1 実施概要.....	4
(1) 目的.....	4
(2) データ.....	4
(3) 主な調査項目.....	5
(4) 集計・分析の方法、分析の視点.....	5
(5) 集計・分析結果の表示方法、留意点.....	6
2 集計・分析結果.....	7
(1) 学校種別及び所在地別(都道府県・政令市別)の集計・分析.....	7
(2) SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を満たす学校の割合に関する集計・分析..	25
(3) 取組状況調査以外に把握されるデータとの関連性に関する集計・分析.....	41
3 取組状況調査(令和5年度実績)の集計・分析結果のまとめ.....	45
第3章 大学向けヒアリング調査結果	47
1 ヒアリング調査の実施概要.....	47
(1) 調査目的.....	47
(2) 調査方法.....	47
2 ヒアリング調査結果(好事例集).....	49
(1) 学校安全の3領域に関する学修の好事例.....	49
(2) AED等の実習に関する好事例.....	61
3 ヒアリング調査結果のまとめ.....	65
第4章 学校安全を取り巻く課題や第3次計画の推進に向けた方向性について	66

参考資料	68
1 取組状況調査(令和 5 年度実績)調査項目	68
2 ヒアリング対象シラバス情報.....	91
(1) 岩手大学(学校安全学と防災教育)	91
(2) 高知大学(学校安全).....	94
(3) 常葉大学(学校危機管理論)	98
(4) 宮城教育大学(学校防災教育基礎 a).....	100
(5) 宮城教育大学(学校の安全管理と防災教育)	103
(6) 金沢工業大学(人間と自然)	106

第1章 調査研究の概要

1 調査研究実施の背景・目的

学校安全の推進に向けては、各学校の学校安全への取組内容や意識の乖離、各学校が作成する計画・マニュアルによる取組等の実効性等に課題があることを受け、令和4年3月25日に「第3次学校安全の推進に関する計画」(以下「第3次計画」という。)が閣議決定された。第3次計画に基づく取組を推進するに当たり、各学校・教育委員会等における学校安全の充実に係る取組状況を把握するため、文部科学省において「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」(以下、「取組状況調査」という。)を実施している。

本調査研究では、取組状況調査によって得られた最新のデータについて、過去のデータと比較することも含めて集計・分析を行い、学校安全を取り巻く課題の抽出や第3次計画の推進に向けた方向性の提案等を行った。

加えて、教職課程を有する各大学における学修について、第3次計画に示されている「主要指標」に係る取組を中心に好事例を収集し、教員養成における学校安全の学修の充実に資するよう、各事例に関する基礎的な情報やポイント等を整理した。

2 調査研究の実施概要

本調査研究では、主に次の調査・分析等を実施した。

ア 取組状況調査(令和5年度実績)の集計・分析

文部科学省において令和6年度中に実施された「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(令和5年度実績)」の集計・分析を行った。

また、SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を満たす学校の割合の状況について、過去の取組状況調査の結果との比較も含めて集計・分析を行った。さらに、取組状況調査から把握される状況と、取組状況調査以外に把握されるデータとの関連性について把握を試みた。

イ 教職課程を有する大学における学修の好事例の収集

教職課程を有する各大学における学修について、第3次計画には「主要指標」として「学校安全の取扱状況(学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等)」と「AEDを用いた実習を含む一次救命措置(BLS)の実施状況」の2点が示されている。

これらの取組に関して、既存のアンケート調査の回答結果や、各大学のシラバスに掲載されている情報を踏まえて、好事例と考えられた取組をいくつか取り上げ、授業等を担当している教職員を対象としたヒアリング調査を実施した。

3 本報告書の構成・留意点

【第2章】

本報告書では、第2章において、「取組状況調査(令和5年度実績)の集計・分析」に関する結果を示している。この調査は平成21年4月に施行された学校保健安全法(昭和33年法律第56号)及び第3次計画等に基づき、今後の総合的な学校安全の推進を図るため、各学校における安全の取組を調査するものであり、全国の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園(幼稚園型認定こども園も含む)、特別支援学校からの回答が得られている。

本報告書では、このデータについて、「学校種別及び所在地別(都道府県・政令市別)の集計・分析」、「SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を満たす学校の割合に関する集計・分析」、「取組状況調査以外に把握されるデータとの関連性に関する集計・分析」の3つの観点からの集計・分析を実施し、その結果を掲載している。

このうち「SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を満たす学校の割合に関する集計・分析」は、「教職員・児童(生徒・学生・幼児を含む)・保護者、さらには子供の安全に関わる地域の機関や人々が学校安全の重要性を共感し、そして組織的かつ継続可能な学校安全の取組が着実に協働して実践され展開される条件が整備されている学校」であることを示す「セーフティプロモーションスクール」の認証を得るに当たって示されている7つの指標の内容を満たす学校がどの程度あるのかに着目したものである¹。「指標」として示されている内容と、取組状況調査の設問が完全には一致していないことに留意が必要であるが、同趣旨の内容を尋ねている調査項目の回答結果から、経年的な変化も含めて状況把握を行っている。

「取組状況調査以外に把握されるデータとの関連性に関する集計・分析」においても、「SPS(セーフティプロモーションスクール)指標」との対応関係を踏まえて変数を作成して集計・分析を行っている。「取組状況調査以外に把握されるデータ」として、本報告書では人口規模に関するデータと交通事故発生件数に関するデータを参照し、各学校における安全にかかる取組状況と一定の関連性があることを示した。ただし、基礎データとして2変数間の関連性を示したのみとなっており、本報告書においてその関連性が何を意味しているのか等の解釈までは十分にできていないということについてはあらかじめ留意されたい。

【第3章】

第3章では、「教職課程を有する大学における学修の好事例の収集」に関する結果を掲載している。

第3次計画では「教員養成における学校安全の学修の充実」に関する内容が盛り込まれており、「大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている」とされている。また、第3次計画には「主要指標」として「学校安全の取組状況(学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等)」と「AEDを用いた実習を含む一次救命措置(BLS)の実施状況」の2点が示されているが、本調査研究では、これらの内容を扱う授業等を実施している6大学についてヒアリング調査を行い、得られた情報について取りまとめた。

¹ 「セーフティプロモーションスクール」及びその指標の内容の詳細については下記サイトを参照されたい。
<http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/sps/overview>

ヒアリング調査の結果については、今後、学校安全に関する科目の企画・運営に取り組もうとする大学関係者の参考となるように好事例集として取りまとめを行っており、各事例について「キーワード」や「ポイント」を示した。また、第3章の最後に、「ヒアリング調査結果のまとめ」として、事例間に共通してみられた特徴等について整理をした。

【第4章】

第4章には、第2章と第3章の結果等を踏まえ、「学校安全を取り巻く課題や第3次計画の推進に向けた方向性について」として、現状における課題や、今後よりいっそう求められると考えられた対応方策等に関して考察・提言等を行った。

第2章 取組状況調査(令和5年度実績)の集計・分析

1 実施概要

(1)目的

文部科学省において平成 21 年4月に施行された学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)及び第3次計画等に基づき、今後の総合的な学校安全の推進を図るため、各学校における安全の取組状況を把握することを目的として「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(令和5年度実績)」が実施された。

本調査研究においては、当該取組状況調査の集計・分析を行った。

(2)データ

文部科学省において、令和5年5月1日時点で設置されている学校における令和6年3月末時点の対応状況を調査し、令和6年11月末時点で回答のあった学校を調査対象としている。

データに含まれる対象の学校種類及び回答が得られている学校数は次のとおりである。

<取組状況調査(令和5年度実績)の集計対象の学校種類別件数>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	38,171	228	33,084	4,859
幼稚園	4,325	42	1,935	2,348
幼稚園型認定こども園	864	—	117	747
小学校	17,981	60	17,741	180
中学校	9,199	63	8,637	499
義務教育学校	230	5	224	1
高等学校	4,395	13	3,323	1,059
中等教育学校	51	4	33	14
特別支援学校	1,126	41	1,074	11

(3)主な調査項目

取組状況調査(令和5年度実績)では、主に「学校安全計画について」、「学校施設及び設備の安全点検について」、「通学路・通園路について」、「安全教育の実施状況について」、「校内研修・校外研修について」、「危機管理マニュアルについて」、「地域の関係機関との連携について」、「学校の安全管理の取組状況について」の観点から調査が実施されている。

(4)集計・分析の方法、分析の視点

集計・分析については、主に次のような観点から実施した。

ただし、下記のアの点の集計・分析結果は「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(令和5年度実績)」としてとりまとめ、文部科学省ホームページ²にて公表している。そのため、本報告書内ではこの観点からの結果については、主な結果のみ抜粋して掲載している。

ア 学校種別及び所在地別(都道府県・政令市別)の集計・分析

取組状況調査(令和5年度実績)として調査を行ったすべての項目について、学校種別に集計・分析を行った。公立の学校に関しては、都道府県・政令市別の集計・分析を行った。

イ SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を満たす学校の割合に関する集計・分析

取組状況調査(令和5年度実績)として調査を行った項目のうち、SPS(セーフティプロモーションスクール)指標と対応関係があると考えられた項目に着目し、過去の取組状況調査の結果との比較も含めて分析を行った。

ウ 取組状況調査以外に把握されるデータとの関連性に関する集計・分析

取組状況調査(令和5年度実績)により得られた結果について、取組状況調査以外に把握されるデータとどのような関連性が見られるのかについて検討を行った。本報告書では、地域特性による傾向の違いについて理解・検討を深めるため、地域別の人口規模や交通事故発生状況の違いとの関連性について集計・分析を試みた。

「人口規模」に関しては、学校安全に関する取組を検討・実施する上で周囲の環境・リソースの違いなどが影響するのではないかと考えに基づき集計・分析を行った。「交通事故発生状況」に関しては、必ずしも「交通事故」のみが該当するものではないだろうが、周囲で起きうる事故の多寡によって、安全やリスクに対する認識が異なる可能性があるのではないかと考えに基づき集計・分析を行った。

² <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

(5)集計・分析結果の表示方法、留意点

本報告書に掲載する集計・分析結果に関して、下記の点には留意されたい。

- 設問の中には単一回答の質問(選択肢の中から1つ回答を選ぶ質問)、複数回答の質問(選択肢の中から該当するものを複数選択する質問)がある。
- 回答の比率は、その設問の回答者数を基数(件数)として算出している。したがって、複数回答の質問の場合、全ての比率を合計すると100%を超える場合がある。
- 回答の比率は選択肢ごとに小数点第2位で四捨五入している。
- 一部、集計対象の基数(件数)が少ない集計結果も示している。

2 集計・分析結果

(1)学校種別及び所在地別(都道府県・政令市別)の集計・分析

ア 学校安全計画について

①学校経営における「学校安全」の位置づけ

Q01.学校経営に「学校安全」を明確に位置付けていますか。

※「位置付けている」の回答割合を参照

学校経営に「学校安全」を明確に位置付けている学校の割合は、全体で 97.4%となっている。

学校種別では「小学校」や「義務教育学校」において割合が高く、「幼稚園型認定こども園」や「幼稚園」では相対的に低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「中等教育学校」や「高等学校」において、割合が相対的に低くなっている。

<学校経営に「学校安全」を明確に位置付けている学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	97.4%	97.8%	98.7%	88.5%
幼稚園	92.9%	97.6%	98.8%	88.0%
幼稚園型認定こども園	91.4%	—	100.0%	90.1%
小学校	99.2%	98.3%	99.3%	95.0%
中学校	98.3%	98.4%	98.8%	89.4%
義務教育学校	98.7%	100.0%	99.1%	0.0%
高等学校	93.4%	100.0%	95.5%	86.7%
中等教育学校	94.1%	100.0%	93.9%	92.9%
特別支援学校	98.2%	95.1%	98.3%	100.0%

②学校安全を意識化する定期的な機会の設定

Q07.学校安全を意識化する定期的な機会を設けていますか。最も近いものを選んでください。(例：学校として独自に「学校安全の日」を設ける等。教職員のみを対象としているものも含みます)

※「設定していない」の回答割合を基に算出

学校安全を意識化する定期的な機会を設けている学校の割合は、全体で 90.8%となっている。

学校種別では「小学校」や「義務教育学校」において割合が高く、「中等教育学校」や「高等学校」では相対的に低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「中等教育学校」や「高等学校」において、割合が相対的に低くなっている。

<学校安全を意識化する定期的な機会を設けている学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	90.8%	91.7%	92.5%	79.3%
幼稚園	87.4%	95.2%	92.9%	82.8%
幼稚園型認定こども園	81.6%	—	94.0%	79.7%
小学校	94.3%	93.3%	94.4%	82.2%
中学校	91.9%	85.7%	93.0%	74.1%
義務教育学校	93.5%	100.0%	93.3%	100.0%
高等学校	80.6%	84.6%	82.9%	73.3%
中等教育学校	80.4%	100.0%	78.8%	78.6%
特別支援学校	87.6%	95.1%	87.2%	90.9%

イ 学校施設及び設備の安全点検について

①安全点検の実施

Q08.学校保健安全法施行規則第28条に基づく学校施設及び設備の安全点検をどの程度実施していますか。

※「実施していない」の回答割合を基に算出

※「月に1回以上」の回答割合を参照

学校施設及び設備の安全点検を実施している学校の割合は、全体で99.7%となっている。

実施の頻度として「月に1回以上」の割合をみると、全体では72.3%となっており、学校種別では「小学校」や「義務教育学校」において割合が高く、「高等学校」や「中等教育学校」では低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「高等学校」や「中等教育学校」において、割合が低くなっている。

<学校施設及び設備の安全点検を実施している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	99.7%	100.0%	99.9%	98.0%
幼稚園	99.0%	100.0%	99.9%	98.2%
幼稚園型認定こども園	98.7%	—	100.0%	98.5%
小学校	100.0%	100.0%	100.0%	98.9%
中学校	99.9%	100.0%	100.0%	98.6%
義務教育学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高等学校	99.0%	100.0%	99.7%	96.8%
中等教育学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別支援学校	99.9%	100.0%	99.9%	100.0%

<月に1回以上、学校施設及び設備の安全点検を実施している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	72.3%	72.4%	77.9%	33.8%
幼稚園	59.0%	85.7%	84.6%	37.4%
幼稚園型認定こども園	55.6%	—	90.6%	50.1%
小学校	87.9%	83.3%	88.4%	36.7%
中学校	68.0%	66.7%	70.8%	20.6%
義務教育学校	79.1%	60.0%	79.5%	100.0%
高等学校	32.2%	38.5%	36.1%	19.9%
中等教育学校	33.3%	25.0%	39.4%	21.4%
特別支援学校	78.2%	68.3%	78.9%	54.5%

②安全点検の実施者

Q08-1.安全点検にはどなたが参画していますか。

※安全点検を実施している学校に関する設問

※複数回答形式で尋ねた設問

安全点検の実施者について、全体としては「学校の教職員」の割合が 99.0%、「有識者や専門業者」が 14.2%、「設置者(教育委員会等)」が 9.6%となっている。

学校種別では「児童生徒等」の割合について、「中等教育学校」や「高等学校」で相対的に高くなっている。「保護者」や「地域住民」の割合については、「小学校」や「中学校」において相対的に割合が高くなっている³。

<安全点検の実施者に関する回答>

	学校の 教職員	児童生徒等	保護者	地域住民	設置者 (教育委員会等)	有識者や 専門業者	その他
合計	99.0%	5.3%	2.8%	2.0%	9.6%	14.2%	1.1%
幼稚園	97.5%	1.8%	1.9%	0.5%	9.7%	21.6%	1.7%
幼稚園型認定こども園	97.8%	1.4%	1.2%	0.0%	6.7%	16.9%	2.5%
小学校	99.9%	4.6%	3.5%	2.7%	10.5%	11.9%	0.5%
中学校	99.0%	7.4%	2.8%	2.1%	11.8%	12.5%	0.9%
義務教育学校	100.0%	5.2%	2.6%	1.3%	12.6%	12.2%	0.0%
高等学校	96.9%	8.9%	1.5%	1.0%	3.4%	20.2%	2.7%
中等教育学校	92.2%	9.8%	2.0%	0.0%	5.9%	27.5%	9.8%
特別支援学校	99.8%	2.2%	1.9%	0.4%	2.2%	10.5%	1.8%

※学校施設及び設備の安全点検を実施している学校に対する割合。

³ ここでは国公立別集計結果の掲載は省略している。

③窓際の転落防止の対策

Q09.児童生徒等が窓際の足掛かりとなるような設置物等により、転落しないよう対策を取っていますか

※「必要な対策をとっている」の回答割合を参照

窓際の転落防止の対策を実施している学校の割合は、全体で 93.8%となっている。

学校種別では「幼稚園」や「小学校」において割合が高く、「高等学校」や「中等教育学校」では相対的に低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「高等学校」や「中等教育学校」において、割合が相対的に低くなっている。

<窓際の転落防止の対策を実施している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	93.8%	94.3%	94.2%	91.0%
幼稚園	95.4%	95.2%	97.2%	93.9%
幼稚園型認定こども園	94.3%	—	98.3%	93.7%
小学校	95.3%	91.7%	95.3%	93.3%
中学校	94.0%	96.8%	94.4%	85.2%
義務教育学校	94.3%	80.0%	94.6%	100.0%
高等学校	85.5%	92.3%	85.6%	85.1%
中等教育学校	86.3%	75.0%	90.9%	78.6%
特別支援学校	94.0%	97.6%	93.8%	100.0%

④固定されていない積み重ねられた棚への対策

Q10.児童生徒等が下敷きになる事故等を防ぐため、固定されていない積み重ねられた棚への対策を取っていますか。

※「必要な対策をとっている」の回答割合を参照

固定されていない積み重ねられた棚への対策を実施している学校の割合は、全体で91.5%となっている。

学校種別では「小学校」や「中等教育学校」において割合が高く、「高等学校」や「幼稚園型認定こども園」では相対的に低くなっている。

国公私立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「高等学校」や「特別支援学校」において、割合が相対的に低くなっている。

<固定されていない積み重ねられた棚への対策を実施している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	91.5%	92.5%	92.4%	85.3%
幼稚園	89.8%	95.2%	92.6%	87.3%
幼稚園型認定こども園	88.0%	—	91.5%	87.4%
小学校	94.2%	91.7%	94.3%	87.2%
中学校	91.6%	95.2%	92.0%	83.6%
義務教育学校	93.5%	100.0%	93.3%	100.0%
高等学校	83.1%	92.3%	84.1%	79.9%
中等教育学校	94.1%	75.0%	97.0%	92.9%
特別支援学校	88.1%	87.8%	88.2%	81.8%

ウ 通学路・通園路について

①通学路・通園路の安全点検の実施

Q11-1.通学路・通園路の安全点検は、どの領域の観点で実施していますか。

※通学路・通園路を設定している学校に関する設問

※複数回答形式で尋ねた設問

※「安全点検を実施していない」の回答割合を基に算出

通学路・通園路を設定している場合に、通学路・通園路の安全点検を実施している学校の割合は、全体で98.9%となっている。

<通学路・通園路の安全点検を実施している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	98.9%	93.6%	99.0%	97.1%
幼稚園	97.5%	100.0%	96.4%	98.9%
幼稚園型認定こども園	95.9%	—	94.9%	96.4%
小学校	99.5%	97.3%	99.5%	96.5%
中学校	98.0%	84.6%	98.1%	96.9%
義務教育学校	100.0%	100.0%	100.0%	—
高等学校	97.2%	50.0%	98.4%	95.8%
中等教育学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別支援学校	97.8%	100.0%	97.7%	100.0%

※通学路・通園路を設定している学校に対する割合。

②登下校園中の安全確保のための手段

Q12.登下校園中の安全確保のための恒常的な手段として、どのような対応をとっていますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

登下校園中の安全確保のための恒常的な手段について、全体としては「児童生徒等への安全指導」の割合が 92.6%、「保護者や地域の人々、ボランティア等による同伴や見守り」が 65.4%、「集団登下校」が 34.5%となっている。

学校種別では「児童生徒等への安全指導」や「集団登下校」、「保護者や地域の人々、ボランティア等による同伴や見守り」については、「小学校」や「義務教育学校」で割合が高くなっている。「スクールバスによる送迎」については、「幼稚園型認定こども園」や「特別支援学校」で割合が高くなっている。「ICTの導入による登下校管理(ICタグや見守りシステム)」については、「幼稚園型認定こども園」や「幼稚園」で割合が高くなっている⁴。

<登下校園中の安全確保のための恒常的な手段に関する回答>

	児童生徒等への安全指導	集団登下校	保護者や地域の人々、ボランティア等による同伴や見守り	スクールバスによる送迎	ICTの導入による登下校管理(ICタグや見守りシステム)	その他	安全確保のための方策はとっていない
合計	92.6%	34.5%	65.4%	22.5%	7.6%	3.5%	0.9%
幼稚園	67.2%	6.8%	54.9%	45.9%	12.2%	7.6%	1.5%
幼稚園型認定こども園	54.9%	3.4%	40.5%	70.8%	26.3%	6.3%	2.2%
小学校	98.6%	64.4%	92.7%	17.6%	9.7%	1.9%	0.0%
中学校	97.2%	9.5%	48.1%	17.5%	2.8%	3.3%	0.6%
義務教育学校	98.7%	53.5%	83.9%	52.6%	8.7%	0.9%	0.0%
高等学校	92.2%	2.1%	14.9%	8.9%	2.0%	4.6%	3.8%
中等教育学校	94.1%	3.9%	11.8%	15.7%	7.8%	3.9%	3.9%
特別支援学校	85.3%	13.9%	27.7%	61.7%	2.2%	9.7%	1.3%

⁴ ここでは国公立別の集計結果の掲載は省略している。

エ 安全教育の実施状況について

①安全教育の実施状況

Q16.次のうちの安全教育等を実施していますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

安全教育の実施状況について、全体としては「交通安全」が 96.2%、「災害安全」が 95.6%、「生活安全（防犯含む）」が 93.4%となっている。

学校種別では、「生活安全」や「災害安全」について、「高等学校」や「中等教育学校」において相対的に回答割合が低くなっている。「交通安全」については、「幼稚園型認定こども園」や「特別支援学校」において相対的に回答割合が低くなっている。

「現代的課題への対応（弾道ミサイル、犯罪予告、テロ）」については、「小学校」や「義務教育学校」において回答割合が相対的に高くなっている。「インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ」については「中等教育学校」や「義務教育学校」において回答割合が高く、「性犯罪、性暴力防止のための教育」は、「中等教育学校」や「高等学校」において相対的に回答割合が高くなっている⁵。

<安全点検の実施者に関する回答>

	生活安全 (防犯含む)	災害安全	交通安全	現代的課題 への対応 (弾道ミサ イル、犯罪 予告、テロ)	インターネ ットの適切 な利用・サ イバーセキ ュリティ	性犯罪、 性暴力防止 のための 教育	その他	いずれも 実施して いない
合計	93.4%	95.6%	96.2%	21.5%	78.0%	45.3%	0.8%	0.1%
幼稚園	89.6%	94.4%	93.4%	16.0%	5.2%	13.3%	0.6%	0.5%
幼稚園型認定こども園	88.9%	93.2%	91.9%	13.0%	5.3%	10.2%	0.5%	0.5%
小学校	98.0%	97.4%	99.2%	25.5%	88.5%	44.2%	0.7%	0.1%
中学校	91.5%	94.8%	94.1%	20.9%	91.7%	56.7%	0.7%	0.1%
義務教育学校	93.5%	98.7%	98.7%	25.2%	93.0%	60.0%	3.5%	0.0%
高等学校	83.3%	90.9%	92.3%	14.6%	90.6%	61.9%	1.5%	0.2%
中等教育学校	82.4%	92.2%	96.1%	17.6%	96.1%	62.7%	2.0%	0.0%
特別支援学校	92.1%	97.7%	92.2%	17.8%	79.6%	50.2%	0.9%	0.0%

⁵ ここでは国公立別の集計結果の掲載は省略している。

オ 校内研修・校外研修について

①校内のヒヤリハット事例の共有

Q17.重大事故を防ぐために、校内で起きたヒヤリハット事例を共有していますか。

※「共有していない」の回答割合を基に算出

校内のヒヤリハット事例を共有している学校の割合は、全体で 97.2%となっている。

学校種別では、「高等学校」において相対的に回答割合が低くなっている。

<校内のヒヤリハット事例の共有している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	97.2%	96.5%	97.6%	94.4%
幼稚園	98.7%	100.0%	99.1%	98.3%
幼稚園型認定こども園	99.0%	—	99.1%	98.9%
小学校	98.5%	100.0%	98.6%	94.4%
中学校	96.7%	95.2%	97.3%	87.8%
義務教育学校	98.3%	100.0%	98.2%	100.0%
高等学校	90.5%	76.9%	92.2%	85.6%
中等教育学校	94.1%	100.0%	97.0%	85.7%
特別支援学校	98.6%	95.1%	98.7%	100.0%

②学校安全に関する校内研修

Q18.学校安全に関する教職員対象の校内研修を行っていますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「いずれも実施していない」の回答割合を基に算出

学校安全に関する校内研修を実施している学校の割合は、全体で 94.6%となっている。

学校種別では「特別支援学校」や「義務教育学校」において割合が高く、「高等学校」や「幼稚園」、「幼稚園型認定こども園」では相対的に低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「幼稚園」や「幼稚園型認定こども園」、「高等学校」において、割合が相対的に低くなっている。

<学校安全に関する校内研修を実施している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	94.6%	93.0%	95.9%	86.2%
幼稚園	90.3%	92.9%	92.2%	88.7%
幼稚園型認定こども園	90.3%	—	92.3%	90.0%
小学校	96.8%	95.0%	96.9%	89.4%
中学校	94.7%	88.9%	95.5%	82.0%
義務教育学校	98.3%	100.0%	98.2%	100.0%
高等学校	89.2%	76.9%	92.4%	79.6%
中等教育学校	94.1%	100.0%	93.9%	92.9%
特別支援学校	98.8%	100.0%	99.0%	72.7%

カ 危機管理マニュアルについて

①危機管理マニュアルの作成・見直し

Q21.学校保健安全法第 29 条により作成することになっている危険等発生時対処要領(以下:危機管理マニュアル)について、次のことについて記載していますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「危機管理マニュアルを作成していない」の回答割合を基に算出

Q21-1.地域や学校内の事故等のリスクなどの学校を取り巻く環境を踏まえて危機管理マニュアルの見直しを行っていますか

※「見直しを行っている」の回答割合を参照

危機管理マニュアルを作成している学校の割合は、全体で 99.5%となっている。

また、危機管理マニュアルを作成している場合に、見直しをしている学校の割合は、全体で 96.3%となっている。学校種別では「幼稚園型認定こども園」や「幼稚園」で相対的に割合が低く、国公立別では「私立」において割合が低い傾向にある。

<危機管理マニュアルを作成している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	99.5%	99.6%	99.9%	96.8%
幼稚園	98.1%	100.0%	99.8%	96.7%
幼稚園型認定こども園	97.2%	—	99.1%	96.9%
小学校	99.9%	100.0%	99.9%	97.2%
中学校	99.7%	98.4%	99.9%	97.0%
義務教育学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高等学校	99.2%	100.0%	99.9%	96.8%
中等教育学校	98.0%	100.0%	100.0%	92.9%
特別支援学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

<危機管理マニュアルを見直している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	96.3%	96.0%	98.3%	81.8%
幼稚園	88.4%	100.0%	97.1%	80.8%
幼稚園型認定こども園	83.7%	—	98.3%	81.3%
小学校	98.8%	96.7%	98.9%	86.8%
中学校	97.3%	91.9%	98.1%	83.4%
義務教育学校	97.4%	100.0%	97.8%	0.0%
高等学校	93.0%	84.6%	96.4%	82.2%
中等教育学校	92.0%	100.0%	87.9%	100.0%
特別支援学校	99.0%	100.0%	99.0%	100.0%

※危機管理マニュアルを作成している学校に対する割合。

②危機管理マニュアルの見直しに携わる関係者

Q21-2.危機管理マニュアルの見直しにどのような方が関わっていますか。

※危機管理マニュアルを作成しており、また、「見直しを行っている」と回答した学校に関する設問

※複数回答形式で尋ねた設問

危機管理マニュアルの見直しに携わる関係者について、全体としては「学校安全担当以外の教職員」が90.2%、「学校設置者(教育委員会等)」が29.4%、関係機関が19.0%となっている。

学校種別では、「児童生徒等」について、「中学校」や「義務教育学校」において相対的に回答割合が高くなっている。「保護者」や「地域住民」については、「小学校」や「義務教育学校」において相対的に回答割合が高くなっている⁶。

<危機管理マニュアルの見直しに携わる関係者に関する回答>

	児童生徒等	学校安全担当以外の教職員	保護者	地域住民	関係機関	有識者	学校設置者(教育委員会等)	その他
合計	4.7%	90.2%	11.3%	12.4%	19.0%	3.1%	29.4%	2.4%
幼稚園	1.7%	81.8%	8.0%	4.3%	18.9%	3.6%	27.9%	4.8%
幼稚園型認定こども園	1.4%	83.5%	7.3%	3.0%	20.4%	3.9%	19.4%	4.7%
小学校	4.8%	94.1%	13.2%	16.1%	18.1%	2.5%	30.0%	1.4%
中学校	6.7%	90.5%	11.2%	12.6%	18.9%	2.8%	33.0%	1.7%
義務教育学校	5.4%	92.9%	13.4%	12.9%	22.3%	1.8%	31.3%	3.6%
高等学校	4.0%	81.6%	7.3%	6.6%	20.9%	4.7%	25.1%	4.9%
中等教育学校	4.3%	82.6%	10.9%	8.7%	15.2%	8.7%	28.3%	4.3%
特別支援学校	1.8%	90.0%	7.4%	5.8%	24.1%	7.2%	15.2%	5.1%

※危機管理マニュアルを作成しており、また、「見直しを行っている」と回答した学校に対する割合。

⁶ ここでは国公立別集計結果の掲載は省略している。

キ 地域の関係機関との連携について

①関係者との協働による防犯訓練等

Q32.どのような関係者との協働による不審者の学校侵入を想定した防犯訓練等を実施していますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「不審者侵入を想定した防犯訓練を実施していない」の回答割合を基に算出

関係者との協働による防犯訓練等を実施している学校の割合は、全体で 82.5%となっている。

学校種別では「特別支援学校」や「小学校」において割合が高く、「高等学校」や「中等教育学校」では低くなっている。

国公私立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「高等学校」や「中等教育学校」で低くなっている。

<関係者との協働による防犯訓練等を実施している学校の割合>

	国公私立計	国立	公立	私立
合計	82.5%	90.8%	83.7%	74.1%
幼稚園	89.7%	92.9%	96.8%	83.7%
幼稚園型認定こども園	90.7%	—	98.3%	89.6%
小学校	94.3%	98.3%	94.3%	86.7%
中学校	72.6%	84.1%	73.6%	54.3%
義務教育学校	89.6%	100.0%	89.3%	100.0%
高等学校	43.1%	61.5%	41.0%	49.3%
中等教育学校	56.9%	75.0%	57.6%	50.0%
特別支援学校	95.9%	97.6%	95.8%	100.0%

②地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校安全の取組

Q32.どのような関係者との協働による不審者の学校侵入を想定した防犯訓練等を実施していますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「該当する取組はない」の回答割合を基に算出

地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校安全の取組を実施している学校の割合は、全体で 72.4%となっている。

学校種別では「小学校」や「義務教育学校」において割合が高く、「幼稚園型認定こども園」や「中等教育学校」では低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「幼稚園型認定こども園」や「中等教育学校」で低くなっている。

＜地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校安全の取組を実施している学校の割合＞

	国公立計	国立	公立	私立
合計	72.4%	42.5%	78.1%	34.7%
幼稚園	45.4%	38.1%	55.7%	37.1%
幼稚園型認定こども園	39.1%	—	50.4%	37.3%
小学校	85.6%	45.0%	86.3%	32.2%
中学校	75.9%	49.2%	78.7%	30.5%
義務教育学校	85.2%	60.0%	86.2%	0.0%
高等学校	48.1%	23.1%	53.9%	29.9%
中等教育学校	43.1%	0.0%	51.5%	35.7%
特別支援学校	54.2%	41.5%	54.9%	27.3%

ク 学校の安全管理の取組状況について

①休み時間の発災や管理職不在時などの場面に応じた実践的な避難訓練

Q42.次のような実践的な避難(防災)訓練等を実施していますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「いずれも実施していない」の回答割合を基に算出

休み時間の発災や管理職不在時などの場面に応じた実践的な避難訓練を実施している学校の割合は、全体で95.4%となっている。

学校種別では「小学校」や「義務教育学校」において割合が高く、「高等学校」や「中等教育学校」では低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「高等学校」で低くなっている。

<休み時間の発災や管理職不在時などの場面に応じた実践的な避難訓練を実施している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	95.4%	96.9%	96.1%	90.4%
幼稚園	97.7%	100.0%	99.5%	96.2%
幼稚園型認定こども園	98.1%	—	100.0%	97.9%
小学校	99.6%	100.0%	99.6%	96.1%
中学校	92.9%	93.7%	93.6%	81.0%
義務教育学校	99.1%	100.0%	99.1%	100.0%
高等学校	79.6%	76.9%	80.7%	76.0%
中等教育学校	86.3%	100.0%	93.9%	64.3%
特別支援学校	98.2%	100.0%	98.1%	100.0%

②子供の重大事故を想定した職員の訓練等

Q43.教育活動中の子供の重大事故を想定した教職員向けの訓練等を実施していますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「特に実施していない」の回答割合を基に算出

子供の重大事故を想定した職員の訓練等を実施している学校の割合は、全体で 95.0%となっている。

学校種別では「特別支援学校」や「小学校」、「義務教育学校」において割合が高く、「幼稚園」や「高等学校」では低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向にある。公立の学校の中では、「幼稚園」や「幼稚園型認定こども園」で低くなっている。

<子供の重大事故を想定した職員の訓練等を実施している学校の割合>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	95.0%	96.5%	96.2%	87.4%
幼稚園	88.3%	95.2%	89.4%	87.3%
幼稚園型認定こども園	91.4%	—	92.3%	91.3%
小学校	97.8%	100.0%	97.8%	96.7%
中学校	94.9%	96.8%	95.3%	88.8%
義務教育学校	97.8%	100.0%	97.8%	100.0%
高等学校	90.5%	92.3%	93.0%	82.6%
中等教育学校	96.1%	100.0%	97.0%	92.9%
特別支援学校	98.1%	92.7%	98.6%	72.7%

③熱中症対策の実施状況

Q46.熱中症事故についてどのような対策を講じていますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

熱中症対策の実施状況について、全体としては「エアコンや扇風機の設置」が 98.1%、「児童生徒等への指導の徹底(こまめな水分補給や休憩の推奨を含む)」が 94.8%、「暑さ指数(WBGT 値)、熱中症アラートを参考にした活動の判断」が 93.6%となっている。

学校種別では、「熱中症の予防・対応等に係るガイドラインの全職員への周知」や「暑さ指数(WBGT 値)、熱中症アラートを参考にした活動の判断」について、「幼稚園」や「幼稚園型認定こども園」、「高等学校」において相対的に回答割合が低くなっている。「学校行事や授業内容の実施時期の検討」については、「中等教育学校」や「高等学校」において相対的に回答割合が低くなっている⁷。

<熱中症対策の実施状況に関する回答>

	熱中症の 予防・対 応等に係 るガイド ラインの 全職員へ の周知	暑さ指数 (WBGT 値)、熱中 症アラ ートを参考 にした活 動の判断	学校行事 や授業内 容の実施 時期の 検討	夏季休業 日の延 長、臨時 休業日の 設定等	児童生徒 等への指 導の徹底 (こまめな 水分補給や 休憩の推奨 を含む)	エアコン や扇風機 の設置	熱中症発 生時に備 えた教職 員向けの 研修・ 訓練	その他	何も対策 を講じて いない
合計	90.2%	93.6%	85.3%	13.0%	94.8%	98.1%	47.8%	0.9%	0.0%
幼稚園	71.5%	80.7%	79.5%	10.5%	89.9%	97.7%	36.1%	1.6%	0.0%
幼稚園型認定こども園	67.6%	75.9%	73.7%	11.1%	85.1%	97.1%	33.6%	1.6%	0.0%
小学校	94.6%	98.8%	91.6%	13.4%	97.3%	98.7%	50.8%	0.8%	0.0%
中学校	94.6%	96.4%	83.4%	13.9%	95.0%	98.1%	56.9%	0.7%	0.0%
義務教育学校	96.1%	99.1%	90.9%	17.0%	99.1%	99.1%	63.5%	0.9%	0.0%
高等学校	85.8%	81.7%	73.1%	12.4%	90.5%	96.2%	35.7%	0.9%	0.0%
中等教育学校	90.2%	90.2%	70.6%	3.9%	96.1%	98.0%	35.3%	3.9%	0.0%
特別支援学校	88.6%	94.8%	79.9%	10.7%	94.6%	98.7%	26.7%	0.5%	0.0%

⁷ ここでは国公立立別の集計結果の掲載は省略している。

(2)SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を満たす学校の割合に関する集計・分析

SPS(セーフティプロモーションスクール)認証制度には、SPSの理念となる7つの指標があり、これらの指標に基づき目標と計画を立てて学校安全に向けた取組を推進することで、実効性の高い学校安全を実現するものとされている。

SPSの7つの指標と取組状況調査(令和5年度実績)との関連については次のように整理される。

指標	指標の内容	取組状況調査(令和5年度実績)の内容	問番号
指標1 (組織)	学校内に、「学校安全コーディネーター」等を中心とする学校安全推進のための「学校安全委員会」が設置されている。	学校安全推進の中核となる教職員等を設定している学校	Q6
		学校安全を担う校内組織が整備されている学校	Q3
指標2 (方略)	学校において、「生活安全」・「災害安全」・「交通安全」の分野ごとに、セーフティプロモーションの考え方に基づいた「中期目標・中期計画(3年間程度)」が設定されている。	学校安全計画を策定している学校	Q5
		学校安全計画の見直しを行っている学校(※)	Q5-4
指標3 (計画)	学校安全委員会において、「中期目標・中期計画」に基づいた学校独自の学校安全推進のための「年間計画」が、「安全教育」・「安全管理」・「安全連携」の領域ごとに具体的に策定されている。	学校安全計画に安全教育について盛り込んでいる学校(「安全教育」)	Q5-7
		学校安全計画に施設等の点検を盛り込んでいる学校(「安全管理」)	Q5-6
		学校安全計画に教職員の研修について盛り込んでいる学校(「組織活動」)	Q5-8
指標4 (実践)	「年間計画」に基づいて、学校安全委員会を中心に、学校関係者が参加して、学校安全推進のための活動が年間を通じて継続的に実践されている。	関係者との協働による避難訓練を実施している学校	Q31
		保護者等による登下校の同伴や見守りを実施している学校	Q12
		保護者等による通学路・通園路の点検を実施している学校	Q11-2
指標5 (評価)	学校安全委員会において、実践された学校安全推進に関わる活動の成果が定期的に報告され、それぞれ分析に基づく明確な根拠をもとに学校安全推進活動に対する評価が行われている。	学校安全の各取組に関して、評価や振り返りを実施した学校	Q4
指標6 (改善)	学校安全委員会における次年度の「年間計画」の策定にあたって、それまでの活動成果の分析と評価を参考に、当該校における学校安全に関わる実践課題の明確化と「年間計画」の改善が取り組まれている。	学校安全計画策定や取組にあたって、過去の取組の評価等を活用している学校(※)	Q4
指標7 (共有)	学校安全推進に関わる活動の成果が、当該の学校関係者や地域関係者に広報・共有されるとともに、「協働」の理念に基づいて、国内外の学校への積極的な活動成果の発信・共有と新たな情報の収集が継続的に実践されている。	学校安全計画や安全教育等の取組を周知している学校	Q5-3
		学校安全に関する校外研修を受講している教職員等がいる学校	Q19
		「教職員のための学校安全 e-ラーニング」等の文部科学省の資料を活用している学校(※)	Q20

SPSの指標の内容を取組状況調査(令和5年度実績)にて設定された設問で把握する場合に、指標と取組状況調査の設問が完全には一致していないことに留意が必要であるが、同趣旨の内容を尋ねている調査項目との回答結果から状況把握を行うことが可能である。

なお、表中に(※)をつけている点は、取組状況調査(令和5年度実績)において、SPSの指標との対応関係を踏まえて新設した項目となっている。それ以外の項目に関しては過年度の取組状況調査からの状況把握を行うことも可能である。本報告書では、これらの SPS 指標との対応関係をもとに、過年度の取組状況調査(主に令和3年度実績)からの変化も含めて、近年の学校安全に向けた取組状況について概観した。

ア 指標1(組織)

①学校安全推進の中核となる教職員等を設定している学校

Q06.学校安全推進の中核となる教員(管理職以外)は誰が担っていますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「特に位置付けていない」の回答割合を基に算出

学校安全推進の中核となる教職員等を設定している学校の割合は、令和5年度実績では全体で 98.0% となっている。令和 3 年度実績と比較すると、その割合が1.2ポイント増加した。

学校種別では「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「中等教育学校」、「特別支援学校」において割合が増加している。

国公立別では「公立」において割合が増加している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全推進の中核となる教職員等を設定している学校	99.1%	98.9%	96.8%	98.0%

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	96.8%	99.6%	98.3%	91.5%	98.0%	99.6%	99.0%	91.4%
幼稚園	90.5%	100.0%	95.3%	88.2%	91.3%	97.6%	95.0%	88.2%
小学校	98.9%	100.0%	98.9%	95.3%	99.2%	100.0%	99.2%	96.1%
中学校	98.8%	98.5%	99.1%	95.2%	99.0%	100.0%	99.2%	95.8%
義務教育学校	99.4%	100.0%	99.3%	100.0%	99.1%	100.0%	99.1%	100.0%
高等学校	95.3%	100.0%	95.4%	95.1%	98.1%	100.0%	98.9%	95.4%
中等教育学校	96.1%	100.0%	96.9%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別支援学校	99.0%	100.0%	98.9%	100.0%	99.6%	100.0%	99.6%	100.0%

※「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

②学校安全を担う校内組織が整備されている学校

Q03.「安全委員会」や「安全部」などの教職員等による学校安全を担う校内組織や、学校安全に関する計画や取組等について確認する組織・体制は整備されていますか。

※「整備されている」の回答割合を参照

学校安全を担う校内組織が整備されている学校の割合は、令和5年度実績では全体で 93.7%となっている。令和 3 年度実績と比較すると、その割合が 6.8 ポイント増加した。

学校種別ではいずれにおいても割合が増加しており、なかでも「幼稚園」の増加の幅が大きくなっている。国公立別でも、いずれも割合が増加しており、なかでも、「私立」の増加の幅が大きくなっている。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全を担う校内組織が整備されている学校	—	—	86.9%	93.7%

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	86.9%	97.9%	95.0%	58.6%	93.7%	98.2%	97.5%	68.1%
幼稚園	57.4%	97.7%	79.4%	46.9%	70.5%	95.2%	86.1%	57.2%
小学校	97.2%	100.0%	97.3%	88.3%	98.5%	98.3%	98.6%	92.2%
中学校	95.5%	93.9%	96.2%	85.2%	97.1%	100.0%	97.8%	86.0%
義務教育学校	96.2%	100.0%	96.1%	100.0%	98.3%	100.0%	98.2%	100.0%
高等学校	90.4%	100.0%	93.7%	81.4%	93.7%	92.3%	97.1%	82.9%
中等教育学校	94.1%	100.0%	100.0%	80.0%	98.0%	100.0%	100.0%	92.9%
特別支援学校	99.2%	100.0%	99.1%	100.0%	99.6%	100.0%	99.5%	100.0%

※「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

イ 指標2(方略)

①学校安全計画を策定している学校

Q05.学校保健安全法第 27 条により各学校に策定が義務付けられている「学校安全計画」を策定していますか。

※「策定している」の回答割合を参照

学校安全計画を策定している学校の割合は、令和5年度実績では全体で 98.8%となっている。令和 3 年度実績と比較すると、その割合が 0.9 ポイント増加した。

学校種別では「幼稚園」、「小学校」、「特別支援学校」において割合が増加している。

国公立別では「公立」において割合が増加している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全計画を策定している学校	96.5%	96.3%	97.9%	98.8%

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	97.9%	98.8%	99.7%	92.0%	98.8%	97.8%	99.8%	91.8%
幼稚園	93.6%	97.7%	99.0%	91.0%	95.8%	92.9%	99.0%	93.2%
小学校	99.7%	98.4%	99.8%	94.4%	99.8%	98.3%	99.9%	92.2%
中学校	99.2%	100.0%	99.8%	90.9%	99.2%	100.0%	99.8%	87.8%
義務教育学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高等学校	97.3%	100.0%	99.4%	91.6%	97.1%	100.0%	99.6%	89.1%
中等教育学校	96.1%	100.0%	100.0%	86.7%	96.1%	100.0%	100.0%	85.7%
特別支援学校	99.4%	97.6%	99.4%	100.0%	99.6%	97.6%	99.7%	100.0%

※「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

②学校安全計画の見直しを行っている学校

Q05-4.学校安全計画の評価や振り返りを行っていますか。

※学校安全計画を策定している学校に関する設問

※「行っている」の回答割合を参照

学校安全計画を策定している場合に、学校安全計画の見直しを行っている学校の割合は、令和5年度実績全体で 97.0%となっている。過年度には同様の項目での調査は実施していない。

学校種別では「中等教育学校」や「高等学校」で相対的に割合が低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向となっている。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全計画の見直しを行っている学校	—	—	—	97.0%

※学校安全計画を策定している学校に対する割合。

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	—	—	—	—	97.0%	97.8%	97.9%	90.9%
幼稚園	—	—	—	—	95.1%	100.0%	98.3%	92.2%
小学校	—	—	—	—	98.4%	98.3%	98.4%	93.4%
中学校	—	—	—	—	97.4%	95.2%	98.0%	85.6%
義務教育学校	—	—	—	—	98.3%	100.0%	98.2%	100.0%
高等学校	—	—	—	—	92.9%	100.0%	94.5%	87.5%
中等教育学校	—	—	—	—	85.7%	100.0%	84.8%	83.3%
特別支援学校	—	—	—	—	97.1%	97.5%	97.1%	100.0%

※学校安全計画を策定している学校に対する割合。「合計」の欄の値は、「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

ウ 指標3(計画)

①学校安全計画に安全教育について盛り込んでいる学校

Q05-7.学校安全計画に、次の領域の安全に関する指導について盛り込んでいますか。

※学校安全計画を策定している学校に関する設問

※複数回答形式で尋ねた設問

※「いずれも盛り込んでいない」の回答割合を基に算出

学校安全計画を策定している場合に、学校安全計画に安全教育について盛り込んでいる学校の割合は、令和5年度実績では全体で 99.7%となっている。高い水準となっているが、令和 3 年度実績と比較すると、その割合が 0.1 ポイント減少した。

学校種別では「幼稚園」、「小学校」、「義務教育学校」、「高等学校」、「中等教育学校」において割合が減少している。

国公立別では「私立」において割合が減少している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全計画に安全教育について盛り込んでいる学校	99.2%	99.4%	99.8%	99.7%

※学校安全計画を策定している学校に対する割合。

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	99.8%	100.0%	99.9%	99.4%	99.7%	100.0%	99.9%	98.6%
幼稚園	99.5%	100.0%	100.0%	99.3%	99.3%	100.0%	99.9%	98.8%
小学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	99.9%	100.0%
中学校	99.9%	100.0%	99.9%	99.5%	99.9%	100.0%	100.0%	98.4%
義務教育学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	100.0%	99.6%	100.0%
高等学校	99.7%	100.0%	99.8%	99.4%	99.2%	100.0%	99.5%	98.2%
中等教育学校	98.0%	100.0%	100.0%	92.3%	95.9%	100.0%	97.0%	91.7%
特別支援学校	99.7%	100.0%	99.7%	100.0%	99.9%	100.0%	99.9%	100.0%

※学校安全計画を策定している学校に対する割合。「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

②学校安全計画に施設等の点検を盛り込んでいる学校

Q05-6.学校安全計画には、学校施設及び設備等の安全点検について盛り込んでいますか。

※学校安全計画を策定している学校に関する設問

※「盛り込んでいる」の回答割合を参照

学校安全計画を策定している場合に、学校安全計画に施設等の点検を盛り込んでいる学校の割合は、令和5年度実績では全体で 97.5%となっている。令和 3 年度実績と比較すると、その割合が 0.2 ポイント減少した。

学校種別では「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校」において割合が減少している。

国公立別では「公立」と「私立」において割合が減少している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全計画に施設等の点検を盛り込んでいる学校	98.8%	99.2%	97.7%	97.5%

※学校安全計画を策定している学校に対する割合。

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	97.7%	97.9%	98.8%	93.7%	97.5%	98.2%	98.4%	90.7%
幼稚園	94.3%	100.0%	97.7%	92.5%	93.5%	97.4%	97.9%	89.6%
小学校	99.1%	100.0%	99.1%	96.5%	98.7%	96.6%	98.8%	88.6%
中学校	98.5%	93.9%	98.9%	93.1%	97.9%	98.4%	98.2%	91.8%
義務教育学校	99.4%	100.0%	99.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高等学校	97.1%	100.0%	98.4%	93.3%	95.7%	100.0%	96.9%	91.7%
中等教育学校	95.9%	100.0%	96.9%	92.3%	95.9%	100.0%	93.9%	100.0%
特別支援学校	98.5%	97.6%	98.5%	100.0%	98.3%	100.0%	98.2%	100.0%

※学校安全計画を策定している学校に対する割合。「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

③学校安全計画に教職員の研修について盛り込んでいる学校

Q05-8.学校安全計画に、次の領域の教職員の研修について盛り込んでいますか。

※学校安全計画を策定している学校に関する設問

※複数回答形式で尋ねた設問

※「いずれも盛り込んでいない」の回答割合を基に算出

学校安全計画を策定している場合に、学校安全計画に教職員の研修について盛り込んでいる学校の割合は、令和5年度実績では全体で91.4%となっている。令和3年度実績と比較すると、その割合が0.8ポイント減少した。

学校種別では「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「中等教育学校」において割合が減少している。

国公立別ではいずれにおいても割合が減少している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全計画に教職員の研修について盛り込んでいる学校	87.9%	87.8%	92.2%	91.4%

※学校安全計画を策定している学校に対する割合。

<令和3年度実績と令和5年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和5年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	92.2%	92.8%	94.0%	85.7%	91.4%	90.1%	92.6%	82.8%
幼稚園	86.6%	88.4%	89.6%	85.0%	86.7%	84.6%	89.9%	84.0%
小学校	95.0%	93.7%	95.1%	86.6%	93.5%	94.9%	93.5%	88.6%
中学校	93.3%	90.9%	93.9%	84.1%	91.7%	87.3%	92.4%	79.7%
義務教育学校	92.5%	100.0%	92.2%	100.0%	92.6%	80.0%	93.3%	0.0%
高等学校	89.3%	93.3%	91.3%	83.4%	85.8%	76.9%	87.6%	79.6%
中等教育学校	91.8%	100.0%	93.8%	84.6%	85.7%	75.0%	87.9%	83.3%
特別支援学校	97.0%	97.6%	97.2%	78.6%	97.6%	100.0%	97.6%	90.9%

※学校安全計画を策定している学校に対する割合。「合計」の欄の値は、令和3年度は「幼保連携型認定こども園」、令和5年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

エ 指標4(実践)

①学校関係者との協働による避難訓練を実施している学校

Q31.どのような関係者との協働による防災教育・避難訓練を実施していますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「協働による実施はしていない」の回答割合を基に算出

学校関係者との協働による避難訓練を実施している学校の割合は、令和5年度実績では全体で 88.9% となっている。令和 3 年度実績と比較すると、その割合が 5.9 ポイント増加した。

学校種別ではいずれの学校種でも割合が増加しており、なかでも「中学校」の増加の幅が大きくなっている。

国公立別でも、いずれにおいても割合が増加しており、なかでも「公立」の増加の幅が大きくなっている。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校関係者との協働による避難訓練を実施している学校	—	—	83.0%	88.9%

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	83.0%	87.9%	83.4%	81.7%	88.9%	92.5%	89.8%	82.4%
幼稚園	86.0%	97.7%	93.4%	82.5%	89.7%	97.6%	96.1%	84.3%
小学校	85.0%	85.9%	85.1%	72.8%	91.5%	93.3%	91.6%	81.7%
中学校	75.9%	80.3%	76.3%	69.5%	84.7%	88.9%	85.2%	76.8%
義務教育学校	89.3%	80.0%	89.5%	100.0%	93.9%	100.0%	93.8%	100.0%
高等学校	78.7%	86.7%	82.5%	68.4%	84.3%	76.9%	86.9%	76.0%
中等教育学校	86.3%	100.0%	87.5%	80.0%	92.2%	100.0%	93.9%	85.7%
特別支援学校	89.0%	92.9%	89.0%	78.6%	94.5%	95.1%	94.7%	72.7%

※「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

②保護者等による登下校の同伴や見守りを実施している学校

Q12.登下校園中の安全確保のための恒常的な手段として、どのような対応をとっていますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「保護者や地域の人々、ボランティア等による同伴や見守り」の回答割合を参照

登下校園中の安全確保のための恒常的な手段として「保護者や地域の人々、ボランティア等による同伴や見守り」を実施している学校の割合は、令和5年度実績では全体で 65.4%となっている。令和 3 年度実績と比較すると、その割合が 4.5 ポイント増加した。

学校種別では「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校」において割合が増加している。

国公立別では「国立」と「公立」において割合が増加している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
保護者等による登下校の同伴や見守りを実施している学校	77.9%	76.7%	60.9%	65.4%

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	60.9%	52.1%	69.3%	32.2%	65.4%	55.3%	70.8%	29.3%
幼稚園	50.6%	68.2%	68.0%	42.5%	54.9%	78.6%	70.3%	41.7%
小学校	92.4%	79.7%	93.0%	37.1%	92.7%	78.3%	93.3%	36.1%
中学校	45.2%	27.3%	47.8%	8.8%	48.1%	36.5%	50.4%	8.6%
義務教育学校	88.1%	80.0%	88.2%	100.0%	83.9%	100.0%	83.9%	0.0%
高等学校	11.6%	0.0%	13.7%	6.0%	14.9%	7.7%	17.7%	6.1%
中等教育学校	13.7%	0.0%	18.8%	6.7%	11.8%	0.0%	15.2%	7.1%
特別支援学校	27.2%	52.4%	26.2%	21.4%	27.7%	41.5%	27.1%	36.4%

※「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

③保護者等による通学路・通園路の点検を実施している学校

Q11-2.通学路・通園路の安全点検は、どのような方が関わって実施していますか。

※通学路・通園路を設定している学校に関する設問

※複数回答形式で尋ねた設問

※「保護者や地域住民」の回答割合を参照

通学路・通園路の安全点検に関わっている人として「保護者や地域住民」と回答した学校の割合は、令和5年度実績では全体で 73.6%となっている。令和 3 年度実績と比較すると、その割合が 3.0 ポイント減少した。

学校種別ではいずれの学校種でも割合が減少している。

国公立別でも、いずれの学校種でも割合が減少している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
保護者等による通学路・通園路の点検を実施している学校	—	—	76.6%	73.6%

※通学路・通園路の安全点検を実施している学校に対する割合。

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	76.6%	71.8%	80.8%	31.2%	73.6%	64.1%	76.7%	22.5%
幼稚園	55.2%	80.0%	73.3%	41.4%	52.0%	66.7%	63.6%	36.3%
小学校	87.3%	95.3%	87.6%	41.3%	84.0%	75.0%	84.3%	36.9%
中学校	68.5%	48.5%	71.5%	16.1%	63.8%	63.6%	66.1%	11.6%
義務教育学校	81.2%	100.0%	80.8%	0.0%	75.9%	100.0%	75.6%	—
高等学校	29.6%	0.0%	42.6%	13.9%	26.4%	50.0%	37.5%	9.7%
中等教育学校	31.6%	100.0%	45.5%	0.0%	30.4%	0.0%	31.3%	33.3%
特別支援学校	31.2%	62.5%	30.0%	0.0%	27.2%	45.8%	26.4%	20.0%

※通学路・通園路の安全点検を実施している学校に対する割合。「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

オ 指標5(評価)

①学校安全の各取組に関して、評価や振り返りを実施した学校

Q04.「学校安全」に関する活動の評価や振り返りについて、当てはまるものを全て選んでください。

※複数回答形式で尋ねた設問を基に算出

学校安全の各取組に関して評価や振り返りを実施した学校の割合は、令和5年度実績では全体で99.5%となっている。令和3年度実績と比較すると、その割合が6.9ポイント増加した。

学校種別では「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「義務教育学校」において割合が増加している。

国公立別では「公立」と「私立」において割合が増加している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全の各取組に関して、評価や振り返りを実施した学校	—	—	92.6%	99.5%

<令和3年度実績と令和5年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和5年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	92.6%	100.0%	97.4%	75.9%	99.5%	98.7%	99.8%	97.6%
幼稚園	79.5%	100.0%	94.2%	72.6%	98.6%	100.0%	99.5%	97.7%
小学校	98.5%	100.0%	98.5%	92.0%	99.8%	100.0%	99.9%	98.3%
中学校	96.1%	100.0%	97.0%	81.4%	99.6%	96.8%	99.8%	97.0%
義務教育学校	98.1%	100.0%	98.0%	100.0%	99.6%	100.0%	99.6%	100.0%
高等学校	100.0%	100.0%	95.4%	77.7%	98.9%	92.3%	99.6%	96.8%
中等教育学校	100.0%	100.0%	100.0%	73.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別支援学校	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	99.9%	100.0%	99.9%	100.0%

※「合計」の欄の値は、令和3年度は「幼保連携型認定こども園」、令和5年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

力 指標6(改善)

①学校安全計画策定や取組に当たって、過去の実施の評価等を活用している学校

Q04.「学校安全」に関する活動の評価や振り返りについて、当てはまるものを全て選んでください。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「評価・振り返りの結果をその後の取組に活かしている(例:学校安全計画の改定、避難訓練の実施内容の改善、安全指導の改善等)」の回答割合を参照

学校安全計画策定や取組に当たって過去の実施の評価等を活用している学校の割合は、令和5年度実績全体で 71.3%となっている。過年度には同様の項目での調査は実施していない。

学校種別では「高等学校」や「幼稚園」で相対的に割合が低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向となっている。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全計画策定や取組にあたって、過去の実施の評価等を活用している学校	—	—	—	71.3%

<令和3年度実績と令和5年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和5年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	—	—	—	—	71.3%	75.9%	74.1%	52.0%
幼稚園	—	—	—	—	62.2%	86.7%	72.4%	53.4%
小学校	—	—	—	—	76.6%	75.0%	76.7%	61.7%
中学校	—	—	—	—	69.9%	68.3%	71.3%	46.5%
義務教育学校	—	—	—	—	75.7%	80.0%	75.4%	100.0%
高等学校	—	—	—	—	61.5%	61.5%	65.6%	48.4%
中等教育学校	—	—	—	—	66.7%	50.0%	72.7%	57.1%
特別支援学校	—	—	—	—	81.1%	85.4%	81.3%	45.5%

※「合計」の欄の値は、「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

キ 指標 7(共有)

①学校安全計画や安全教育等の取組を周知している学校

Q05-3.学校安全計画や学校安全に係る取組について、次の方に周知していますか。

※学校安全計画を策定している学校に関する設問

※複数回答形式で尋ねた設問

※「周知していない」の回答割合を基に算出

学校安全計画や安全教育等の取組を周知している学校の割合は、令和5年度実績では全体で 83.9%となっている。令和 3 年度実績と比較すると、その割合が 6.3 ポイント減少した。

学校種別ではいずれの学校種においても割合が減少している。

国公立別でも、いずれにおいても割合が減少している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全計画や安全教育等の取組を周知している学校	77.9%	78.6%	90.2%	83.9%

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	90.2%	91.3%	93.3%	79.8%	83.9%	81.2%	86.2%	66.8%
幼稚園	84.8%	93.2%	95.1%	80.1%	79.6%	84.6%	90.8%	69.7%
小学校	94.5%	87.5%	94.6%	84.5%	87.3%	81.4%	87.5%	69.3%
中学校	91.6%	93.9%	92.8%	74.6%	85.8%	81.0%	87.1%	60.5%
義務教育学校	95.0%	100.0%	95.4%	0.0%	84.8%	100.0%	84.4%	100.0%
高等学校	82.9%	80.0%	86.9%	72.1%	72.5%	69.2%	76.3%	59.3%
中等教育学校	86.3%	100.0%	96.9%	60.0%	71.4%	100.0%	75.8%	50.0%
特別支援学校	90.7%	92.9%	90.8%	71.4%	80.5%	77.5%	80.5%	90.9%

※学校安全計画を策定している学校に対する割合。「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

②学校安全に関する校外研修を受講している教職員等がいる学校

Q19.だれが学校安全に関する校外研修を受講していますか。

※複数回答形式で尋ねた設問

※「だれも受講していない」の回答割合を基に算出

学校安全計画や安全教育等の取組を周知している学校の割合は、令和5年度実績では全体で 96.9%となっている。令和 3 年度実績と比較すると、その割合が 2.2 ポイント増加した。

学校種別では、いずれの学校種においても割合が増加している。

国公立別では、「公立」と「私立」において割合が増加している。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
学校安全に関する校外研修を受講している教職員等がいる学校	81.1%	74.5%	94.7%	96.9%

<令和 3 年度実績と令和 5 年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和 5 年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	94.7%	92.1%	97.5%	85.2%	96.9%	91.7%	98.6%	85.3%
幼稚園	83.8%	86.4%	87.7%	82.0%	87.0%	85.7%	92.7%	82.4%
小学校	98.1%	92.2%	86.3%	87.8%	98.9%	90.0%	99.0%	84.4%
中学校	97.8%	93.9%	98.3%	79.3%	98.3%	93.7%	98.9%	88.4%
義務教育学校	98.1%	100.0%	98.4%	90.0%	98.7%	100.0%	98.7%	100.0%
高等学校	96.2%	73.3%	98.0%	100.0%	96.6%	100.0%	99.2%	88.2%
中等教育学校	96.1%	100.0%	98.8%	89.6%	98.0%	100.0%	100.0%	92.9%
特別支援学校	98.4%	100.0%	100.0%	86.7%	98.6%	92.7%	99.3%	45.5%

※「合計」の欄の値は、令和 3 年度は「幼保連携型認定こども園」、令和 5 年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

③「教職員のための学校安全 e-ラーニング」等の文部科学省の資料を活用している学校

Q20.文部科学省が公開している学校安全の研修に活用できる「教職員のための学校安全 e-ラーニング」や「職員だより」を研修等で活用していますか。

※「全ての教職員が視聴するなどの活用をしている」と「一部の教職員が視聴するなどの活用をしている」の項目に対する回答を基に算出

「教職員のための学校安全 e-ラーニング」等の文部科学省の資料を活用している学校の割合は、令和5年度実績全体で49.8%となっている。過年度には同様の項目での調査は実施していない。

学校種別では「幼稚園」や「高等学校」で割合が低くなっている。

国公立別では「私立」において割合が低い傾向となっている。

<過年度からの推移>

	H27 年度	H30 年度	R3年度	R5 年度
「教職員のための学校安全 e-ラーニング」等の文部科学省の資料を活用している学校	—	—	—	49.8%

<令和3年度実績と令和5年度実績の結果の比較>

	令和3年度実績				令和5年度実績			
	国公立計	国立	公立	私立	国公立計	国立	公立	私立
合計	—	—	—	—	49.8%	50.0%	54.2%	19.3%
幼稚園	—	—	—	—	25.5%	47.6%	34.6%	17.6%
小学校	—	—	—	—	58.3%	55.0%	58.7%	24.4%
中学校	—	—	—	—	53.6%	44.4%	55.6%	20.2%
義務教育学校	—	—	—	—	65.7%	40.0%	66.1%	100.0%
高等学校	—	—	—	—	36.5%	46.2%	41.4%	21.0%
中等教育学校	—	—	—	—	47.1%	50.0%	48.5%	42.9%
特別支援学校	—	—	—	—	45.2%	56.1%	45.0%	27.3%

※「合計」の欄の値は、令和5年度は「幼稚園型認定こども園」を含んだ上での集計値。

(3)取組状況調査以外に把握されるデータとの関連性に関する集計・分析

ア SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を基にした変数の検討

取組状況調査以外に把握されるデータとの関連性について集計・分析を行うに当たり、SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を基に、どの程度その学校が学校安全に関する取組を充実させることができているのかを判別するための変数の作成を検討した。

具体的には、SPS(セーフティプロモーションスクール)の7つの指標に対して取組状況調査(令和5年度実績)で対応する項目が15項目あると考えられたが、これらの15の項目のうち、通学路・通園路を設定していることを前提としている「保護者等による通学路・通園路の点検を実施している学校」(Q11-2)を除く14項目について、該当個数をカウントする形で変数を作成した。該当個数としては0～14の幅をとりうるものであり、全ての項目に該当しない場合は0、全て該当する場合は14の値をとる。14の項目のうち、一部の内容は学校安全計画を作成していないと条件に該当しなくなる項目もあるためその点は一定の留意が必要であるが、この変数により各学校の取組の状況を把握することとした。

まず、全体及び学校種別・国公立別平均値を算出すると次のようになった。全体的な傾向として、学校種別においては「小学校」や「義務教育学校」において取組がより充実している傾向にあり、「幼稚園」や「幼稚園型認定こども園」、「高等学校」においては相対的に取組の充実度合いは低いという結果になっている。また、国公立別にみると「公立」の充実度合いが高く、「私立」では相対的に低いという傾向が見られる。特に私立の中学校や高等学校において充実の度合いが低く、公立の小学校や義務教育学校では高いという結果になっている。

さらに、「公立」に限定し、「小学校」、「中学校」、「高等学校」におけるSPS(セーフティプロモーションスクール)指標を基にした変数の平均値を都道府県別に集計すると⁸、「小学校」において特に値が高いのは順に「鹿児島県」、「高知県」、「埼玉県」、「茨城県」、「岐阜県」となっている。同様に、「中学校」に関しては順に「鹿児島県」、「高知県」、「茨城県」、「埼玉県」、「岐阜県」であり、「高等学校」に関しては順に「高知県」、「北海道」、「千葉県」、「大分県」、「宮城県」となっている。このようにみると、取組の充実度合いに関しては、地域特性による傾向の違いがあるのではないかとこともうかがえる。

<SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を基にした変数(該当個数)の平均値>

	国公立計	国立	公立	私立
合計	12.30	12.23	12.58	10.37
幼稚園	11.23	12.36	12.21	10.41
幼稚園型認定こども園	10.89	—	12.38	10.66
小学校	12.93	12.57	12.95	10.96
中学校	12.21	11.90	12.33	10.09
義務教育学校	12.90	13.00	12.90	12.00
高等学校	11.23	11.23	11.60	10.08
中等教育学校	11.39	11.75	11.70	10.57
特別支援学校	12.19	12.39	12.19	11.09

⁸ 都道府県別に一定の件数がある学校種のみ集計をした。政令市のデータも各都道府県別の集計に含む。

<都道府県別、SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を基にした変数(該当個数)の平均値>

	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
北海道	13.12	12.67	12.40
青森県	12.28	11.60	11.24
岩手県	12.63	11.93	11.45
宮城県	13.18	12.62	12.09
秋田県	12.61	12.10	11.34
山形県	12.47	12.15	11.74
福島県	12.74	12.14	11.10
茨城県	13.35	12.85	11.72
栃木県	12.99	12.41	11.90
群馬県	12.90	12.06	11.78
埼玉県	13.39	12.80	11.80
千葉県	13.10	12.40	12.19
東京都	13.20	12.32	11.81
神奈川県	12.75	11.83	11.04
新潟県	12.79	12.16	11.36
富山県	12.66	12.07	10.82
石川県	12.84	12.24	11.67
福井県	13.08	12.69	11.60
山梨県	12.85	12.08	11.46
長野県	12.95	12.53	11.30
岐阜県	13.28	12.75	11.79
静岡県	12.56	12.09	11.63
愛知県	12.75	12.02	10.89
三重県	12.83	12.24	10.95
滋賀県	12.68	12.05	11.50
京都府	12.96	12.01	11.63
大阪府	13.21	12.43	11.40
兵庫県	12.95	12.28	11.57
奈良県	12.79	11.86	10.97
和歌山県	12.55	12.08	11.19
鳥取県	12.29	11.56	10.63
島根県	11.78	11.23	10.54
岡山県	12.89	12.20	11.56
広島県	12.56	11.67	11.50
山口県	13.13	12.72	11.91
徳島県	13.18	12.51	11.91
香川県	12.65	12.14	10.77
愛媛県	13.17	12.75	11.79
高知県	13.46	13.26	12.41
福岡県	13.04	12.46	11.80
佐賀県	13.01	12.64	11.94
長崎県	12.80	12.54	11.75
熊本県	13.13	12.73	12.02
大分県	12.95	12.74	12.10
宮崎県	12.51	12.17	11.31
鹿児島県	13.51	13.32	12.03
沖縄県	12.69	11.87	11.68

イ 市区町村別人口との関連性

地域特性による傾向の違いについて理解・検討を深めるために、続いて、市区町村別の人口規模と SPS（セーフティプロモーションスクール）指標を基にした変数（該当個数）との関連性を把握することを試みた。

市区町村別の人口については総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により、令和5年1月1日時点の住民基本台帳人口・世帯数（総計）を参照した。

市区町村別の人口規模について、「3 万人未満」、「3 万人以上 10 万人未満」、「10 万人以上 30 万人未満」、「30 万人以上」の4つに分類した。その分類別に、「公立」の「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」における SPS（セーフティプロモーションスクール）指標を基にした変数（該当個数）の平均値を算出すると次のようになった⁹。

検定の結果、いずれも統計的に有意な結果となっているが、学校種によって傾向が異なっている。「幼稚園」の場合には市区町村の人口規模が小さい地域ほど相対的に取組の充実度合いは低く、人口規模が大きい地域ほど充実度合いが高いという傾向になっている。「小学校」の場合には、分類別に差異がそれほど大きくないが、人口規模が小さい地域と、人口規模が大きい地域の両面で、取組の充実度合いが低い傾向にある。「中学校」と「高等学校」においては、「幼稚園」とは逆の傾向で、市区町村の人口規模が大きい地域ほど相対的に取組の充実度合いは低く、人口規模が小さい地域ほど充実度合いが高いという傾向になっている。

<人口規模別、SPS（セーフティプロモーションスクール）指標を基にした変数（該当個数）の平均値>

	人口規模計	3 万人未満	3 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 30 万人未満	30 万人以上	検定結果
公立幼稚園	12.21	11.72	12.02	12.31	12.61	p<0.001
公立小学校	12.95	12.95	12.98	13.01	12.89	p<0.001
公立中学校	12.33	12.46	12.44	12.37	12.14	p<0.001
公立高等学校	11.60	11.85	11.62	11.54	11.50	p<0.001

※検定は一元配置分散分析によるもの

※人口は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」の令和5年1月1日時点のデータによるもの。

⁹ 人口規模の分類別に一定の件数がある学校種のみ集計をした。なお、東京都のみ区別の人口となっており、その他の政令市は政令市全体での人口規模での分類となっている。

ウ 都道府県別の交通事故発生状況との関連性

さらに、地域別の取組の充実度合いの違いについて理解・検討を深めるため、地域別の交通事故発生状況と SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を基にした変数(該当個数)との関連性を把握することを試みた。

令和 5 年の都道府県別の交通事故発生件数について公益財団法人交通事故総合分析センター「交通統計 令和5年版」から取得し、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により把握される令和5年1月1日時点の都道府県別人口で除した値を算出した。

さらに、上記のように値を求めた人口当たりの交通事故発生状況について、「発生率が特に低い地域」、「発生率が中程度の地域」、「発生率が特に高い地域」の3つに分類した¹⁰。その分類別に、「公立」の「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」における SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を基にした変数(該当個数)の平均値を算出すると次のようになった¹¹。

検定の結果はいずれも統計的に有意な結果となっており、各学校種別に共通した結果として、「発生率が特に低い地域」において、取組の充実度合いが相対的に低い傾向となっている。

<地域の交通事故発生状況別、SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を基にした変数(該当個数)の平均値>

	交通事故 事故発生状況計	人口当たり交通 事故発生率低い	人口当たり交通 事故発生率中程度	人口当たり交通 事故発生率高い	検定結果
公立幼稚園	12.21	11.70	12.23	12.29	p<0.001
公立小学校	12.95	12.67	12.99	12.87	p<0.001
公立中学校	12.33	12.13	12.36	12.29	p<0.001
公立高等学校	11.60	11.34	11.62	11.76	p<0.001

※検定は一元配置分散分析によるもの

※交通事故発生件数は公益財団法人交通事故総合分析センター「交通統計 令和5年版」から取得したもの。

※人口は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」の令和5年1月1日時点のデータによるもの。

¹⁰ 都道府県別の分布を踏まえつつ、人口千人当たりの件数が 1.5 件未満の都道府県を「発生率が特に低い地域」(8都道府県が該当)、1.5 件以上 3.5 件未満の都道府県を「発生率が中程度の地域」(35 都道府県が該当)、3.5 件以上の都道府県を「発生率が特に高い地域」(4都道府県が該当)とした。

¹¹ 人口規模の分類別に一定の件数がある学校種のみ集計をした。

3 取組状況調査(令和5年度実績)の集計・分析結果のまとめ

本報告書で実施した集計・分析の結果について、次のように整理した。

ア 学校種別及び所在地別(都道府県・政令市別)の集計・分析

- 「学校安全計画」について、学校経営に「学校安全」を明確に位置付けている学校の割合は 100%に近い値となっており、全体の状況として、学校安全の校内体制、学校安全計画の策定及び学校安全の取組が実効性のあるものにするための評価や振り返りなどが充実してきていると考えられる。
- 「学校施設及び設備の安全点検」について、安全点検を実施している割合は 100%に近い値となっている。安全点検の実施者については、主に教職員によって実施されている状況にあるが、教職員以外の関係者との連携を一層充実させていくことも重要である。また、「窓際の転落防止の対策」や「固定されていない積み重ねられた棚への対策」に関して、全体として9割以上の学校が実施していると回答しているが、実際にどのような対策等がとられているのか、対策の内容面についても確認していくことが重要になるのではないかと考えられる。
- 「通学路・通園路」については、登下校園中の安全確保のための恒常的な手段について、全体としては「児童生徒等への安全指導」が9割以上、「保護者や地域の人々、ボランティア等による同伴や見守り」が6割以上となっている。学校種によって実施割合が異なる中ではあるが、「保護者や地域の人々、ボランティア等による同伴や見守り」などの取組はよりいっそうの推進が期待される。
- 「安全教育の実施状況」については、安全教育の実施状況として、「交通安全」、「災害安全」、「生活安全(防犯含む)」のいずれも実施割合は9割以上となっている。他方で、「現代的課題への対応(弾道ミサイル、犯罪予告、テロ)」は約2割、「性犯罪、性暴力防止のための教育」は約5割の実施という状況であり、現代的課題への対応も含め、一層着実な実施が求められる。
- 「校内研修・校外研修」については、校内のヒヤリハット事例の共有している学校の割合が 100%に近い値となっているなど、研修等の機会が増加し充実が図られている状況にあると考えられる。
- 「危機管理マニュアル」については、作成・見直しをしている学校の割合は 100%に近い値となっている。見直しに携わる関係者については主に「学校安全担当以外の教職員」という状況であるが、校内の担当者だけでなく、多様な関係者が関わっていくことが求められる。
- 「地域の関係機関との連携」について、関係者との協働による防犯訓練等を実施している学校の割合は8割以上、地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校安全の取組を実施している学校の割合は 7 割以上となっているが、これらの取組については一層の充実が求められる。
- 「学校の安全管理の取組状況」については、休み時間の発災や管理職不在時などの場面に応じた実践的な避難訓練など、内容面も含めてより一層の充実が求められる。

イ SPS(セーフティプロモーションスクール)指標を満たす学校の割合に関する集計・分析

- 「指標1(組織)」、「指標2(方略)」、「指標5(評価)」に関する内容については、いずれも令和3年度実績と比べて実施している学校の割合が増加していた。学校としての体制整備や計画の策定・評価等の実施に関しては、全国的に推進されている状況にあることがうかがえた。
- 他方で、「指標3(計画)」に関しては、いずれの内容も令和3年度実施の割合を下回る結果となった。調査における設問の設定の仕方等が影響した可能性もあるが、学校安全計画の策定・見直しの有無の点だけでなく、計画にどのような内容を盛り込んでいるか(また、その観点を踏まえて対応しているか)ということが重要であるという点について、周知・啓発等を図っていくことが求められる。
- 「指標4(実践)」や「指標7(共有)」に関しては、一部の内容は実施している学校の割合が増加していたが、一部の内容は減少していた。実施の割合が減少していたのは「保護者等による通学路・通園路の点検を実施している」という点と、「学校安全計画や安全教育等の取組を周知している」という点であったが、保護者や周囲の地域住民等の協力を得ながら学校安全の取組を推進していくに当たり、これらの点をより意識して取り組んでいく必要があると考えられる。
- 「指標6(改善)」に関する内容は令和5年度において新設の設問であったが、学校安全計画策定や取組に当たって、過去の取組の評価等を活用している学校の割合は約7割という結果であった。

ウ 取組状況調査以外に把握されるデータとの関連性に関する集計・分析

- 本報告書では、SPS(セーフティプロモーションスクール)の7つの指標に対応する14項目をもとに、どの程度学校安全に関する取組を充実させることができているのかを判別するための変数の作成を検討し、集計・分析を行った。
- 集計・分析の結果、学校安全に関する取組の充実度合いには地域差が見られた。また、人口規模と一定の関連性が見られ、「幼稚園」に関しては市区町村の人口規模が小さい地域ほど相対的に取組の充実度合いは低く、人口規模が大きい地域ほど充実度合いが高いという傾向にあった。他方で「中学校」と「高等学校」においては、市区町村の人口規模が大きい地域ほど相対的に取組の充実度合いは低く、人口規模が小さい地域ほど充実度合いが高いという傾向が見られた。
- 都道府県別の、人口当たりの交通事故発生状況との関連性では、各学校種別に共通した結果として、「交通事故の発生率が特に低い地域」において、取組の充実度合いが相対的に低い傾向が見られた。
- このような結果がなぜみられるのかについての解釈は容易ではないが、周囲の環境条件やリソースの多寡の違いが学校安全に関する取組状況に影響を及ぼしている可能性も考えられる。学校安全に関する各種の取組について100%の実施を目指す中では、地域性等に起因した阻害要因がないかといった視点での分析を行うこと等も重要になるのではないかと考えられた。

第3章 大学向けヒアリング調査結果

1 ヒアリング調査の実施概要

(1)調査目的

教職課程において好事例となりうる「学校安全に関する学修」に取り組む大学を対象として、その内容や学修効果を高めるための工夫や、実践上の課題などの詳細を把握することを目的として、ヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の結果については、今後、学校安全に関する科目の企画・運営に取り組もうとする大学関係者の参考となるように好事例集として取りまとめを行った。

(2)調査方法

ア ヒアリング先の選定、及び実施方法

ヒアリング先の選定においては、まず、令和5年度の委託事業「学校安全総合支援事業(学校安全の推進に関する調査研究)～学校安全計画に係る取組状況調査結果の分析～」において、「学校安全計画に係る大学等養成機関への調査」として実施されたアンケート調査のローデータを活用し、好事例となりうる学校安全に関する学修を実施する大学をリストアップした。

・その上で、公開されているシラバスの情報等から、各大学の関連する授業や取組の内容を精査した。同時に、地域性や大学の法人種別(国公立か、私立か)のバランスなども考慮し、最終的なヒアリング先を選定した。

イ ヒアリング実施方法

ウェブ会議システムを使用したリモート形式で実施した。1回当たりのヒアリング時間は、1時間程度であった。

ウ 調査対象

下記の6大学を対象に実施した。

実施日	ヒアリング実施先	所在地
令和7年1月10日	神戸常盤大学	兵庫県神戸市
令和7年1月14日	岩手大学	岩手県盛岡市
令和7年1月14日	高知大学	高知県高知市
令和7年1月14日	金沢工業大学	石川県野々市市
令和7年1月16日	宮城教育大学	宮城県仙台市
令和7年1月24日	常葉大学	静岡県静岡市

エ ヒアリング項目

ヒアリング調査におけるヒアリング項目は下記の通り。

【学校安全 3 領域に関する取組についてのヒアリング項目】

- 学校安全科目の位置づけ(必修/選択の別、取得する教員免許、第三期計画との関連性)
- 主として担当されている教員の専門・経歴等
- 学校安全科目の授業が始まった経緯(いつ頃から開始されているのかなど)
- 授業において、「学校安全の3領域(「生活安全」「交通安全」「災害安全)」をどのような構成で扱っているか
- 授業の内容、テーマ等(シラバス情報を基に各授業の概要を伺う)
- 授業形態や取り上げる内容、教材など、どのような工夫をしているか、文部科学省等の資料などの授業内での使用状況など
- リレー形式や外部講師が関わる形での授業を実施している場合、どのような人がどのように関わるのか(グループワークはどのように進めているのか)
- 正常性バイアスなどの認知バイアスや権威勾配などの心理的な側面を扱っているか、扱っているとしたらどのような形で扱っているか
- 児童生徒に対して防災教育(安全教育)を学校現場で行うことについて、どのようなものとして位置付けているか(児童生徒等のどのような資質・能力の育成が意識されているか)
- 授業を通じての達成目標等はどのように設定しているか、評価・試験等はどのような形で行っているか
- 大学・学部等单位での学校安全等に対する取組に関してどのような特徴があるか

【AED 等の実習に関する取組についてのヒアリング項目】

- 救急救命士講習の対象者について(必修か否か、教職課程との関係、対象学部、カリキュラムの実施主体、受講人数など)
- ご担当の先生のご専門、背景など
- 救急救命士講習の取組の背景とねらいについて(実施目的、きっかけとなる出来事など)
- 具体的なカリキュラムの内容について(実施時期、コマ数/時間数、講師、教授方法、外部講師の招へい状況、実技の有無など)
- カリキュラムを進めていく上で特に工夫されている点について(多数の学生を対象とした実技・実習などの実施方法など)
- カリキュラムを進めて行く際の課題について
- 受講した学生の反応について
- 当該カリキュラムの今後の展望について

2 ヒアリング調査結果(好事例集)

(1)学校安全の3領域に関する学修の好事例

ア 岩手大学

授業名(取組名)	学校安全学と防災教育
担当教員	教育学部 学校教育科教員養成課程 本山 敬祐准教授(教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター 副センター長兼)他7名
対象学年	1年生
必修有無	必修(教育学部対象)
キーワード	オムニバス、オンデマンド、教育実践・学校安全学研究開発センター、AED 講習

【ヒアリング対象・協力者】

- 教育学部 学校教育科教員養成課程 本山 敬祐准教授(教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター 副センター長兼)、上濱 龍也教授、滝吉 美知香准教授、佐合 智弘准教授

【主担当教員の専門】

- 主担当教員は大学院では教育行政学の研究室に所属し、不登校児童生徒への支援における官民の連携をテーマに研究していた。そのため、学校安全の3領域については、教職課程コアカリキュラムにおいて「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に学校安全に関する事項を含める方針が示されたことを機に学び始めた。より専門的に学び始めたのは、岩手大学に着任してからである。とりわけ大阪教育大学学校安全推進センターが主催する「セーフティプロモーションスクール(SPS)推進員」養成セミナー等から学校現場における取組について数多くの示唆を得た。
- その他、数学教育、化学、数理情報学・教育工学、家庭科教育、学校保健、特別支援心理、臨床心理学と、幅広い専門領域の教員が担当している。

【授業について】

- 本授業はオムニバス形式かつオンデマンド方式で実施をしている。岩手大学で教員免許状を取得する学生には学校安全に貢献できる教員になってほしいという思いから取り組んでいる。授業の内容についてはセンターの兼務教員を中心に、主担当教員が個別に声をかけ充実を図ってきた。
- 授業の全体とまとめに関わる部分は主担当教員が担当しているが、基本的に授業各回の内容や進め方はそれぞれの教員が責任を持って担当している。

- 学校安全の3領域のうち生活安全については附属小学校の養護教諭に、災害安全については後述するプロジェクト立ち上げ時から、森本晋也氏に担当いただいている。交通安全については、専門教員はいないが、文部科学省等が作成している各種資料を活用して主担当教員が授業を行っている。
- 安全教育のための時間や教科がほとんど無いことから、授業では学校安全の3領域と各教科の接続に意識的に取り組んでいる。また、子供や保護者の視点に立って安全・安心な学校生活を実現するために、3領域にとどまらない現代的課題についても範囲を広げて取り扱っている。
- オムニバス形式は多様な専門教員から学ぶことができる良さがあると同時に、複数の教員が授業を担当することでカリキュラムの一貫性が失われる懸念もある。そこで、学生が一貫した視点を持ち各教科の関連付けができるよう、初回に学校安全学の親学問として参照している「安全学」の基本的な見方・考え方や概念について言及している。
- 認知バイアス等の心理的側面については、率先避難によって住民の避難を促した釜石市立釜石東中学校の経験を取り上げて東日本大震災の経験と関連付けつつ、安全教育において不可欠な事項として取り扱っている。

【教育実践・学校安全学研究開発センターについて】

- 2018年度から学校安全学シンポジウムを開催し、2019年度に学部において学校安全学構築プロジェクトが発足した。教職課程コアカリキュラムが作成され、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の中に学校安全に関する事項が含まれたので、東日本大震災の被災地として災害安全にとどまらない学校安全(防災教育を含む)を学問的に探究する意味もこめて、プロジェクトを立ちあげた。
- 専任として本授業の主担当である本山准教授を採用し、2020年4月に教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センターを設立した。同センターは教育学部で取り組まれてきた「いわての復興教育」や「防災教育」の成果を踏まえ、地域の教育的課題の解決や、児童生徒の命と安全の確保のための総合的で実践的な「学校安全学」に関する研究・教育に取り組むことを目的に設立された。シンポジウムの開催を含む学校安全分野での活動方針は、「第3次学校安全の推進に関する計画」に示されている目標の実現に寄与するとともに、教員養成課程における学校安全に関する学びを充実させることとしている。
- 「学校安全と防災教育」の発展版として、「いわての復興教育」という選択科目も開講している。同科目は岩手県が全県的に推進する「いわての復興教育」を担えるようになるための基本的知見を修得することを目的とした、フィールドワークを含む実践的な授業である。必修科目である「学校安全と防災教育」を踏まえて学校安全に関する学びを深めることは、教育実践・学校安全学研究開発センターの発足時から検討してきた構想であった。
- 各大学における学校安全に関する科目の担当教員は個々人で知識をインプットしているため、既存の授業の中に学校安全に関連する内容を充実させていくことには限界があると思われる。本学には学校

安全に関する研究・教育の充実を掲げるセンターが設置され、専任教員がいるからこそ充実した取組ができています。学校安全学シンポジウムを通して全国の先進事例を学びつつ、センター独自の活動に繋げてきた。このように組織的に取り組んできたことで、最近では卒業論文で学校安全に関するテーマに取り組む事例も出てきている。

【評価の方法】

- 評価配分は、平常点 60%(第 2～13 回授業終了後に各回で課される小課題 12 回分)、レポート 30%(センター主催のシンポジウムの当日参加もしくは後日ビデオ視聴後にレポートを提出)、課題 10%(普通救急救命講習の修了)である。

【AED 等の実習について】

- AED 等の実習・実技に関しては、主担当教員が応急手当普及員の資格を取得し、今年は 1 時間程度の講習会を授業外で 5 回実施した。
- このような実技にも力を入れて取り組む背景には、学校安全学シンポジウム 2023 において ASUKA モデルの作成に携わった桐淵博さんに登壇いただき、その半年後に桐田明日香さんの母である桐田寿子さんに講演頂き、一時救命処置に関する学びを途絶えさせてはいけないと感じたことがあった。消防署から訓練用の人形や AED を借りて、ASUKA モデルに沿った胸骨圧迫や AED を使用した学習会を実施した。
- 当該実技を含む講習会に関しては、「学校安全と防災教育」の受講者が参加した場合は評価への加点もしているが、基本的には誰でも参加できるため、他学部の学生や教員の参加も見られた。

ポイント

- 「学校安全学」に関する研究・教育に取り組む教育実践・学校安全学研究開発センターの専任教員が主体となり、充実した取組を実施。
- オムニバス形式で授業を行う中で全体の一貫性を確保するため、プログラムの導入部で「安全学」に関する授業を実施。
- AED の実技講習については、主担当教員が応急手当普及員の資格を取得し、授業外で講習会を実施。

イ 高知大学

授業名(取組名)	学校安全
担当教員	学校教育教員養成課程・教育科学コース 岡谷 英明教授 他 4 名
対象学年	2 年生
必修有無	選択科目(教育学部生であれば誰でも履修が可能)
キーワード	オムニバス、教育委員会との連携、学生参加型、法律的なアプローチ

【ヒアリング対象・協力者】

- 学校教育教員養成課程・教育科学コース 岡谷 英明教授

【主担当教員の専門】

- 主担当教員は、教育哲学や教育人間学をテーマに研究している。その他、幼児教育・健康教育、児童福祉学、法律学、教育行政・教育経営と、幅広い専門領域の教員で構成されている。

【授業について】

- 本授業は「法知識と人権教育」という授業がベースとなっており、3年前に「学校安全」という名称の授業となった。授業はオムニバス形式であり、3領域を教員間で分担し、学校安全を全般的に教えている。特に災害安全に関しては、気象安全と震災安全に分けて授業を行い、台風や南海トラフ大地震の存在を意識した授業となっている。
- 防災や子供の健康・福祉、法律に向き合う必要性も含めて学校安全を扱うことが重要であると考えている。学校安全に不可欠な知識について、様々な関連学問からアプローチし、学び深めていくことを目的としている。
- また、単に知識を獲得するだけではなく、日頃から危機に際してどう対応するか、ディスカッションやグループワーク等を通して考え、切迫した状況でも適切に対応できるようになってほしいという思いがある。
- 過去の学校事故の判例を見ると、「教師の常識」と「法学的な常識」との間に乖離があるケース、教師に法律的な知識がないことで発生してしまった事故などもある。受講した学生からは、法律用語や法的な考え方に対して、アレルギー的な反応等も見受けられる。しかし、「子供のためと思っても保護者はそう思わなかった」といったような現実起きうるギャップを実感し、認識の違いがあるから気を付けなくてはいけない、ということを読んでほしいと考えている。
- 学校安全に憲法や教育法学なども含む学際的なアプローチをするという試みは、高知大学独自の取組ではないだろうかと認識している。

【授業内容の工夫】

- 「高知県教育委員会 学校安全対策課 学校安全担当」の指導主事にも外部講師として授業をしてもらっている。学校教育の現場に精通する講師から、リアリティのある現場で必要とされていることを示していただける機会となっており、学生に有益な授業になっている。
- 法律面からアプローチした授業では、学校事故が起きた際の対処法のほか、知識をアップデートするための法律的なスキルを教えている。古い考え方による対応を続けてしまうことを防ぐため、リーガルリサーチで法律的な知識の修正方法を学んでもらう。
- 何が学校事故につながるのかという意識を持ってもらうために、学校事故の経験がある学生がいれば、当時の状況や指導者の対応を聴き取り、法的な問題点等を身近な事例に沿って考えてもらったり、自分で調べた判例から、子供の事故を防ぐための適切な対処法が何だったのかを考えてもらったりと、事例を用いて授業を行っている。
- 授業を通じて、自分達が持つ常識が、学校の常識・世間の常識・法律の常識と合致しているのかを実感してもらう。知識を単に獲得するだけではなく、日頃からどのように考えて、危機に際してどう対応するのかについても考えてもらい、ディスカッションの機会を設けている。

【認知バイアス等の心理的な側面の扱い方】

- 教育委員会の指導主事による授業にて、正常性バイアスや権威勾配が実際にどのような状況で生じているか紹介している。
- 講師が場面設定をして、個人ごとの検討及びグループディスカッションを行い、自分が持つ常識とは違う考え方があることを知り、常に「そのような対応・行動で良いのか？」を問う姿勢を身に付け、教員間での「集団同調性バイアス」から逃れるようにしてほしいと考えている。

【学校現場で行う防災教育の位置づけ】

- 学校現場において児童生徒に対してどのように防災教育をするかは、「学校安全」の授業の大枠とは別の視点が必要。これらは、教育委員会の協力で事例を踏まえ授業をしていただいている。気象災害と震災、それぞれについて発達段階別にどのような対応が取れるようになると良いか紹介している。
- 高知県では、県内の高校生が「世界津波の日高校生サミット」に参加するなどの活動もしており、安全教育に対しての関心が高い。
- 本校では、正課外の活動であるが、「高知大学防災すけっと隊」という学生団体もあり、防災に関して興味があればそういった活動に参加することができる。

【評価の方法】

- 各担当教員の評価点数を平均して、授業全体の評価点としている。担当教員によって評価方法は異なり、学校安全についての理解を問う試験を課したり、発言内容による理解度の確認をしたり、レポートを書かせて、法的な課題を的確に捉えて対処法をしっかりと考えられているかどうかを評価している教員もいる。
- また、グループワークを行い、学校事故が起きるまでの分岐図を作成し、事故が発生するまでの間に、予防のために自分達がどのようなことができるのかを教師の立場となって考えてもらい、その報告を評価する教員もいる。

【今後の展望】

- 学校安全領域に関する専門の研究者がいないという点は課題である。ただ教員陣は、学校安全や学校事故の防止を専門としている研究者ではないものの、教員養成という目的に向かって、自身の専門性を柔軟に活かして「学校安全」の授業を構築している。
- 毎年、教員陣で話し合いをして、授業内容のブラッシュアップを図っている。教育委員会の指導主事から、メールベースで意見をもらう機会を設けており、これまでも教育委員会とのやり取りの時間を増やしてきた。今後は教育委員会の方に学内での話し合いに参加してもらってもよいかもしれない。
- リアリティのある体験という要素を授業内で取り入れたいとも考えている。例えば香川大学にあるような地震や津波の発生時の 3D シミュレーションや、大阪教育大学附属池田小学校での訓練のように、不審者が侵入したことを想定したシミュレーション等を取り入れたいと考えている。
- 知識のアップデートにも役立つため、e ラーニングの導入を検討している。
- 高知大学は「防災推進センター」という研究機関を有している。今後、可能であれば教育に関しても連携できれば良いと考えている。

ポイント

- オムニバス形式での授業のほか、教育委員会のゲストティーチャーを招いて授業を実施。
- 学校安全に対して法学を含む学際的にアプローチする高知大学独自の取組を行っている。
- 学校安全に関する研究機関や活動団体があり、安全教育の高い教育が備わっている。
- 切迫した状況に適切に対応する力を涵養するため、自分で考え、様々な関係者との考え方の違いを理解する授業を提供している。

ウ 常葉大学

授業名(取組名)	学校危機管理論
担当教員	常葉大学大学院 学校教育研究科 望月 俊昭特任准教授
対象学年	大学院修士課程 1 年生
必修有無	小学校教諭専修免許状取得のための必修科目
キーワード	外部講師、現職教員、避難所運営ゲーム(HUG)、グループワーク

【ヒアリング対象・協力者】

- 常葉大学大学院 学校教育研究科 望月 俊昭特任准教授

【主担当教員の専門】

- もともと、定年前は小学校で教員として働いていた。県の教育委員会に在籍していた際は、教職員の不祥事を担当する部署に所属していた。定年後に本学へ着任し、前担当より「学校危機管理論」を引き継いだ。

【授業について】

- 本授業は学校における広義の「危機」を扱い、教職員の不祥事や保護者とのコミュニケーションなど、学校における危機という視点で授業を組み立てている。
- 授業冒頭に主担当教員がその週の危機管理に関するニュースを紹介している。その後、担当の院生による事故事例の発表を踏まえ、各自で①危機の所在、②発生時の対応、③事後対応や未然防止策を考えてシートに記入する。3～5人1グループのグループワークを行い、その後に発表する。また、テーマを絞り、全体でディスカッションする。それに対して、担当院生が危機に対する全体的な補足説明をする。最後に教員が総括の説明を行い、授業の終わりに振り返りカードを記入する。
- 実際の現場での対応は、危機の未然防止に努め、危機が発生した場合には対応するという流れだが、授業は危機の発生から考えさせている。
- 学校安全の 3 領域との関係で言えば、交通安全は授業のコマとしてそのみを固有には扱わないが、児童・生徒の交通事故に関する記事を院生と共有し、事案発生時の対応方法を考えさせている。生活安全では遊具事故等、災害安全では避難所運営ゲーム(HUG)や台風、地震を具体的に授業で取り上げている。
- 県内の不登校や児童・生徒間による暴力行為の状況を踏まえ、喫緊の課題として取り扱っている。
- 児童虐待は、学校現場で確認されるケースが増加している。子供の安全に直結する一方で、家庭内の問題に踏み込む場合も多分にあるため、学校が対応する難しさがある。

- 食物アレルギーや熱中症、感染症、SNS についても授業内で取り扱っている。また、保護者とのコミュニケーションは教員の日頃の業務を円滑に遂行する上でも欠かせないポイントであり、重要視している。

【工夫】

- 本授業には学部から実務経験を経ずに進学した大学院生だけでなく現職教員が受講生の中にいるため、リアリティのある授業になる。グループワークでは両者が混ざるようにグループ分けを行い、現職教員には経験を積極的に発言してもらっている。
- 外部講師は学校不祥事に関するテーマの際に静岡県教育委員会の担当者を招へいしている。本学と県教育委員会は親密な関係が構築できているため、他の授業にも講演に来ていただいている。教育委員会の話は内容にリアリティがあり学生の学びにつながっている。県教育委員会にとっても、不祥事根絶の一助となる取組と言え、互いに利益がある。
- 本授業は大学院の授業のため、実践的な授業となるよう意識している。それに対して、学部生は初めから実践的な内容を学ぶことは難しいと思われるので、全体像が分かる体系的な学びが必要と思う。

【評価の方法】

- 1つは、事故事例の発表担当としての役割達成度を評価している。危機管理場面の事例を授業趣旨に則って説明できるか、補足説明のプレゼンが要点をおさえているかで判断している。
- もう1つは、参加者としての態度を評価している。グループワークへの参加態度や振り返りカード、課題レポートの内容を基に判断している。課題レポートについては、「学級担任として」もしくは「学校全体として」の立場から、危機事例の発生する可能性の高さと発生した時の影響の大きさから重要度を考えさせ、有効な未然防止策を記述させている。

ポイント

- 実際の事故事例を基に「危機の所在」「発生時対応」「事後対応と未然防止策」について授業内で検討し、グループワークを実施。担当学生が事故事例の補足説明をし、担当教員が総括。
- 現職教員が受講生にいるアドバンテージを用いて、現場における経験を積極的に共有させている。
- 学校不祥事に関する授業において、静岡県教育委員会の職員を外部講師として招へい。

工 宮城教育大学

授業名(取組名)	学校防災教育基礎 a
担当教員	教育学部 国際教育領域 市瀬 智紀教授(宮城教育大学防災教育研修機構 副機構長兼) 他 7 名
対象学年	1 年生
必修有無	必修
キーワード	被災体験、オムニバス、カリキュラムマップ、防災教育研修機構

【ヒアリング対象・協力者】

- 教育学部 国際教育領域 市瀬 智紀教授(宮城教育大学防災教育研修機構 副機構長兼)

【主担当教員の専門】

- 主担当教員は、宮城教育大学防災教育研修機構に所属し、国際教育をテーマに研究している。その他、本学専任教員、防災教育研修機構構成員、市町村教育長、県教育委員会の所属者、他大学教授など、全員が被災経験者から構成されている。

【授業について】

- 防災教育研修機構及び「学校防災教育基礎 a」は本学の東日本大震災の被災体験に立脚したものであり、当時の写真や体験談を用いて教訓を学ぶことを授業の基本方針としている。
- 当授業は 1 時間半×15 回の構成で 2 単位を取得できる。
- 新入生 345 人全員が受講できるよう、年間で同内容の授業(前期 a・b、後期 c・d)を4回開講している。

【授業内容の工夫】

- 東日本大震災の際の被災写真や動画を見る機会があるため、被災体験を持つ学生に配慮して授業を進めている。また、現在は減少しているが、重大な被災をした学生が多くいたため、「私と防災体験」というテーマでレポートを課し、学生の被災体験を把握するようにしている。

【認知バイアス等の心理的な側面の扱い方】

- 機構が出版する『教師のための防災学習帳』というサブテキストを使い、「災害とところ」に関するテーマを心理学の観点から 1 時間かけて解説し、正常性バイアスをもたらした悲劇とそこから得られる教訓を学ぶ授業を行っている。
- また、児童・生徒の心のケアの重要性については、「避難所運営」や「学校間連携」の流れで触れている。

【評価の方法】

- 小課題や振り返りフォームを毎回提出させ、それらに基づき全体の評価を行っている。

【防災教育について】

- 本学の防災教育は、2007 年度から開始した必修科目の「環境教育概論」という授業を、震災を経て 2013 年度から防災に関する内容を含めた「環境・防災教育」という授業に再編したことから始まる。その後、選択必修科目の増設や課程外のフィールドワーク活動等の充実を図り、現在に至る。
- 本学には、学内外の防災教育・研修の拠点となる防災教育研修機構という組織がある。機構の人的リソースを最大限活用する形で、「学校防災教育基礎 a」の授業を組み立てている。授業のマネジメントは、機構の構成員が担っている。また、機構とは別に本学の専任教員かつ防災に関わる授業を担当する教員が所属し、防災関連の教育の在り方を検討する防災教育授業運営部会がある。
- 授業を組み立てるに当たり、学内に学校安全に関わる教員が複数いたため、各教員の取り扱う学校安全に関する内容を一覧にしたカリキュラムマップを作成した。それを基に「防災教育基礎 a」や本学が独自に定める「マイスター資格」を創り上げた。
- なお、本学は、文部科学省から交付される機構の運営費があったため、防災教育をメインとする科目を継続できている面もある。被災経験や機構がない大学においては、全学的に教員が連携した必修授業として学校安全を教えることは難しい面があるかもしれない。

ポイント

- 被災経験を持つ教員がオムニバス形式で授業を実施。
- 学校安全に関する授業と担当教員を一覧化したカリキュラムマップを作成。
- 学内外の防災教育・研修の拠点となる防災教育研修機構を起点とし、防災教育を推進。

授業名(取組名)	学校の安全管理と防災教育
担当教員	宮城教育大学 防災教育研修機構 林田 由那講師 他 2 名
対象学年	2 年生
必修有無	選択科目
キーワード	現場研修(学校訪問)、実践的な知識、現場とのつながり

【ヒアリング対象・協力者】

- 宮城教育大学 防災教育研修機構 林田 由那講師

【主担当教員について】

- 学校安全、防災教育・ボランティア論を専門とし、宮城県と石巻市の学校安全アドバイザーも務めている。

【授業について】

- 学校安全の3領域を扱い、災害安全を中心に、折々で学校における実践について触れている。避難訓練の計画作成、学校のマニュアル点検、子供の発達状況に合わせた防災の授業の進め方など、学校教育の現場に立った際に役立つ知識の修得、及び現場での実践を目的としている。

【授業内容の工夫】

- 学生が現場とつながることを意識し、授業内で全員参加の学外研修(学校訪問)を実施したり、主担当教員による学校訪問の際に希望する学生を同行させたりしている。また、主担当教員が学校安全アドバイザーとして訪問した先で実際に行われている防災に関する授業や、避難訓練の動画を学生に見せている。
- 卒業生が教職に就いた際に役立つ、実践的な知識を学べることを意識している。避難訓練の計画作成、学校のマニュアル点検、子供の発達状況に合わせた防災の授業等が行え、安全に関する知識を有していると自信を持てると良いと考えている。学生には着任初年度から防災主任、副主任、避難訓練担当を積極的に担うよう伝えており、実際に卒業後に担っている者もいる。

【認知バイアス等の心理的な側面の扱い方】

- 正常性バイアスについては、災害や生活安全の文脈で扱っている。また、児童・生徒の心のケアについては、文部科学省の刊行物に則り「学校再開」の回で取り扱っている。

【評価の方法】

- 主に学校安全の知識・法律に関するテスト、グループ単位のプレゼンテーション、学外研修(学校訪問)を踏まえた子供向けの授業構想の記述を含むレポート課題により評価している。

【運営上の課題について】

- 大変な体験の上に成り立つ授業のため、教員が学生の興味関心・知的好奇心を満たせる授業をする覚悟がないと難しい。自信を持って授業するためには、現場とつながりを持ち、学校現場の困りごとや問題等の状況を常に把握することが大切であると考えている。

ポイント

- 現場と学生がつながることを目的として、全員参加の学外研修(学校訪問)を実施。
- 主担当教員の定期的な学校訪問により、新鮮な情報を学生へ提供可能。
- 卒業生が教職現場で役立てられる実践知を提供することを意識して授業を実施。

(2)AED 等の実習に関する好事例

ア 金沢工業大学

授業名(取組名)	人間と自然
担当教員	主に 1 年生の担当教員から組成される委員会にて運営
対象学年	1 年生(1 年時に単位を取得できない場合は 2 年生以降に取得必須)
必修有無	必修
キーワード	普通救命講習 I、応急手当普及員、合宿研修、全学部対象、非常勤職員

【ヒアリング対象・協力者】

- 副学長 青木様、教務課 表様

【取組の背景・狙い】

- 開学以来、他者や環境に責任を持つエンジニアの育成のために、人間形成を教育の根幹に据えている。普通救命講習 I は、その教育目標の達成の重要なファクターであると捉えている。学生が卒業後、製造現場などに携わるケースはもちろん、あらゆる場面で不慮の事故と遭遇した際に救命活動に積極的に取り組める態度を身につけることを目的としている。また、それがエンジニアとして責任を持って、開発などの業務にも正しく向き合う姿勢にも繋がると考えている。
- 上述の意義を理解した職員(消防署 OB)が、外部の賛同する多くの普通救命講習 I (AED 講習含む)の指導員を集めたことで、1 年生全員がクラス毎に参加する合宿式授業における普通救命講習の実施が可能になった。

【AED 講習について】

- 全学部(定員 1,480 名)を対象とした卒業要件となる 1 泊 2 日の合宿型の授業において、AED 講習を令和 5 年度より計 3 時間(座学 40 分、実技 140 分)実施している。
- 「普通救命講習 I」の修了には座学と実技が必要である。座学は一斉に行えるが、実技は人体模型を使用して約 10 人1グループを編成し、指導員が入り実習を行う必要がある。
- 授業の運営は、主たる参加者である 1 年生の担当教員により主に組成される委員会にて行っている。実際の研修はクラス単位(約 50～70 名)で行われる。1回当たりクラス担任1人、本部職員2人、合宿実施キャンパス職員2人、消防 OB の非常勤職員4～5名で対応に当たっている。令和 6 年度は、4 月中旬から 6 月末にかけて、大学のメインキャンパスから車で 40 分の距離にある白山麓キャンパスで 25 回に分けて実施した。
- 授業内で実施する「普通救命講習 I」の修了証の交付には、「応急手当等普及職員」という資格が必要となるが、職員が同資格を取得することで対応している。

- カリキュラムは、「普通救命講習Ⅰ」を取得するためのカリキュラムに則って作成している。地元消防の方にも本学の研修内容を確認頂き、キャンパスに来て助言いただくこともあった。もともと近隣の警察、消防と連携を取りながら大学運営をしているので、協力を仰ぐことに対するハードルは高くはなかった。
- 人体模型と AED は 9 セット保有している。実技用の AED は実際の場面で使えるよう、本学に設置している AED メーカーからトレーニング用のものを購入した。

【運営上の課題について】

- 2 カ月間に渡る研修にほぼ毎日参加可能な非常勤職員を探すことが難しい。また、当初は非常勤職員ではなく、消防の方に来ていただけたら良いと考えていたが、長期かつ実施回数が多いため、実施の確約が難しく断念した。
- 講習の実技面で現在よりもさらに小グループとする必要性を感じている。現時点では指導者の確保が課題であるが、毎年研修を実施していることで、自発的に「応急手当普及員」の資格を取得する職員も出てきている。また、講習を受講した学生が学内において実際に救命活動を行い、消防への引継ぎまでを対応した事例もある。
- 1 年生全員が参加する合宿研修を通常の授業と同時進行で行う必要があり、授業と研修日程との調整に苦労した。合宿参加により学生が不利益を被らないよう、合宿の日の通常授業は、オンデマンド教材やレポート課題を教職員に用意いただき、出席の代わりとする対応を頂いた。また、学長から全学的に大切な取組であることを説明し、教職員に対して理解と協力をお願いした。

【今後の展望】

- 「普通救命講習Ⅰ」の修了証の有効期間は 3 年間であるため、大学内(本キャンパス)で更新できる仕組みを検討中である。

ポイント

- 全学的な取組に対して教職員の理解と協力を得るため、学長から取組に関する説明を実施。
- 合宿研修の実施に当たり、学生が不利益を被らないよう通常授業との調整を実施。
- 普通救命講習Ⅰの修了証の交付が可能となる応急手当等普及職員の資格を職員が取得すること及び消防 OB を非常勤職員として雇用することで、長期かつ複数回に渡る合宿研修を実施。

イ 神戸常盤大学

授業名(取組名)	市民救命士講習
担当教員	主担当教員の配置無し／教員 24 名及び学生 1 名が担当 (いずれも「救急インストラクター」資格を保有。学生は 2024 年度より。)
対象学年	1 年生(全学部対象)
必修有無	無(ただし、欠席者は後日招集し受講機会を設けている)
キーワード	市民救命士、救急インストラクター、FAST、全学部対象、オリエンテーション

【ヒアリング対象・協力者】

- 教務課 柳原様、三林様、中村様

【取組の背景・狙い】

- 文部科学省から 2009 年に GP(大学教育推進プログラム)に採択された。そのプログラムの中で、AED 講習を取り入れた「長田と震災」という授業を始めた。AED 講習を受けた学生が「市民救命士」資格を取得できることを目的としており、当時は短期大学の特定の学生を対象としていた。
- その後、短期大学及び大学の全学生を対象とする正課へと再編したが、全学生が受講可能な時間や指導を行える人材の調整に大変手間がかかることを踏まえ、2019 年からは準正課のオリエンテーションへ変更している。
- 本学が阪神大震災で大きな被害を受けた長田地区に位置していること、震災を知らない学生が増加していることを踏まえ、卒業後は教育や医療という分野で活躍する学生に命の大切さを認識し、あわせて防災意識を高めてもらいたいと考え、上記のプログラムを進めている。

【AED 講習について】

- 1 年生全員に対し、入学時(4 月)のオリエンテーションで AED 講習を実施している。4 月にオリエンテーションとして実施することで、高い参加率を実現している。指導可能な教員数の都合上、数日に分けて実施している。2024 年度の受講人数は 397 人であった。
- 本学は、神戸市の FAST(民間救急講習団体)制度への登録をしているため、実技講習後に「市民救命士」の修了証が配付可能となっている。
- AED 講習は、1 時間の座学と、2 時間の実技から構成されている。座学は体育館にてビデオを視聴する。実技は学科単位で実施する。インストラクター 1 名につき受講者最大 10 名までという規定に従い、1 班当たりの人数が均等になるよう班分けしている。最大で 10 班程度が編成されるが、指導内容は統一している。講習内容は神戸市消防局の指導に基づいている。
- 実技講習では、安全確認方法から人形を使った胸骨圧迫、AED 操作までの一連の流れを学ぶ。人工呼吸に関してはコロナ禍以降実施をしていない。また、「校庭で子供が倒れている」といった具体的な場面を設定した実践的な対応も学んでいる。

【運営上の課題について】

- 正課として運営していた際は、全学生が受講可能な時間との調整や指導を行える人材との調整に手間がかかっていた。資格保有教員が不足すると神戸市消防局など外部講師を招く必要があるが、火災等の緊急対応のため消防局の方が来られず急遽講習が実施できない可能性があるため、学内で完結できる体制を整備したい。ただし、「救急インストラクター」資格の保有教員は、退職や離職のため計画的に増やすことが難しい面がある。
- 実技用の人形や機器は GP の予算で購入したが、更新費用が課題である。将来的に AED の更新が必要になるが、神戸市の FAST 登録大学であれば消防局から機器を借りることも可能である。

【今後の展望】

- 資格保有教員を増やすことは難しい面があることを踏まえ、学生にも「救急インストラクター」の資格を取得してもらい、上級生が下級生を指導する仕組みの構築も検討している。資格取得に必要な受講料が有料のため、予算を大学が確保し、希望する学生を対象に支援を行う計画を進めたいと考えている。
- 2025 年度に受講した学生が 2026 年度から活動を開始できるよう準備を進め、学内のインストラクター不足を解消するとともに、外部指導者が対応困難な場合にも、本学の資格保有者が柔軟に対応できる体制を整えたいと考えている。

ポイント

- 教職員が「救急インストラクター」資格を取得し、全学生対象に AED 講習を実現。
- 4 月のオリエンテーションの際に講習を行うことで、スケジュール調整の負担軽減を図るとともに、高い参加率を実現。
- 学生へ「救急インストラクター」資格取得支援を行い、上級生が下級生を指導する仕組みを検討中。

3 ヒアリング調査結果のまとめ

◇教員の専門領域を柔軟に組み合わせた授業等の組み立て

- 今回ヒアリングを行った各大学においては、学校安全等を専門とする教員が授業を担当しているケースばかりでなく、必ずしも関連領域を専門としない教員が新たに学びながら、あるいは自身の専門領域をベースとして学校安全に関する授業を実施しているケースがあることが見て取れた。
 - AED や救急救命に関する学修も同様で、医学や看護学を専門とする教員がいない中で、学務課・教務課の職員や教員が「応急手当等普及職員」の資格などを取得し、学生を指導する取組などが行われているケースが確認された。
- ⇒ 学校安全等に関する授業を実施する上で、該当する領域を専門とする教員が学内に在籍していないことがハードルの一つになると考えられるが、上記のようなヒアリング先での取組は問題解決の一つの方向性を示していると思われる。

◇いざという時に実際に行動できる力の育成を重視したプログラムの検討

- 学校安全や救急救命に関する授業については、該当領域の知識を習得することに加え、科目で取り扱う内容の性質上、いざという時に実際に行動ができる実践力を身に付けてもらうことが重要と考えられる。
- そこで多くの大学では、大規模災害で被災した教員や学校現場をよく知る外部講師による指導、グループワークやケースワークなどを中心とした授業が組み立てられている。
- また、一部では避難所運営等を学べるゲーム教材の活用なども行われており、様々な方法で学生に学校安全の問題についてリアリティを持って伝えると同時に、いざという時にどのように対応すればよいかという点を主体的に考えてもらうような授業が行われている。

◇地域との連携に基づくプログラムの検討

- 上記の学校安全を専門とする教員の問題や実践力の涵養につながるプログラムの構築とも関連するが、学校現場の実際を伝えてもらうことを目的とした教育委員会からの外部講師の招へい、AED の実習等における地域の消防 OB との連携など、外部講師の協力・支援を受けながら授業等を組み立てている大学も見られる。
 - また、学校安全に関する授業の内容に対し、教育委員会から助言を受けているケースも見られる。
- ⇒ 学校安全を専門とする教員が在籍していない大学や当該科目をこれから実施しようとする大学においては、地域の様々な主体・関係機関との連携が、人材や運営ノウハウ等の不足といった問題に対する有効な解決策になり得る。

第4章 学校安全を取り巻く課題や第3次計画の推進に向けた方向性について

◇取組の推進を阻害する要因の特定と対策の検討

- 「取組状況調査」で把握される各学校での学校安全に関する取組について、実施されている割合が100%に近い事項も多く、全国的に取組の推進が図られてきていると考えられる。
- ただし、学校安全計画や危機管理マニュアルをはじめ、原則として100%の実施割合を求める内容に関して、例えば私立の学校で実施されていない傾向にあることや、特定の学校種で実施されていない傾向にあることが把握された。これらの点について、取組の充実を図るようにしていく必要がある。
- また、取組状況に関しては地域性による差異も確認される。この点については、地域性等に起因した阻害要因がないかといった視点での分析を行うこと等も重要になるのではないかと考えられる。
- SPS(セーフティプロモーションスクール)は、「教職員・児童(生徒・学生・幼児を含む)・保護者、さらには子供の安全に関わる地域の機関や人々が学校安全の重要性を共感し、そして組織的かつ継続可能な学校安全の取組が着実に協働して実践され展開される条件が整備されている学校」であることを示すものであるが、地域によっては、このような保護者や地域との連携が十分にできない状況にある可能性もあるのではないかと考えられる。
- 地域や関係機関等と連携した安全体制の構築について、コミュニティ・スクール等の仕組みの活用などにより、一層の取組の推進が求められるところではあるが、取組の推進を阻害する要因があるようであれば、その特定と対策の検討が必要となる。

◇取組の推進の背景要因の把握

- 上記とは別に、取組の実施割合が特に増えている内容等については、なぜそのような動きが実現されたのかという観点からの状況把握を行うことも重要であろうと考えられる。
- 必要性の周知・啓発等によって取組が進んだのか、何か具体的に参考になる事例や研修教材等があったのか、予算措置等を含め取組を推進するための条件が整ったという背景があったのか等、実施割合が上昇した内容に着目することも、第3次計画を全体として推進していく(または、次期計画を策定し推進していく)上では重要になると考えられる。

◇実効性を伴う対策の推進

- 上述のとおり、「取組状況調査」の結果として、全国的に取組の推進が図られてきていると考えられる。ただし、最終的には事故の減少(発生防止)を目指すものであることから、計画の策定や組織体制等の構築のみならず、実際に効果のある形での取組を推進していくことが重要である。
- 上記の点を踏まえると、学校内の教職員による対応のみならず、専門家との連携等を推進するという方向性も重要である。安全点検の実施などに関して、現状においては必ずしも外部の専門家等が関わる形での実施がなされているわけではないと考えられる。
- また、「交通安全」、「災害安全」、「生活安全(防犯含む)」の3領域だけでなく、「現代的課題への対応(弾道ミサイル、犯罪予告、テロ)」や「性犯罪、性暴力防止のための教育」、「熱中症対策」といった内容も重要であり、これら時節によって変化しうる内容に関しては、適宜情報の更新・周知を図っていくことが重要である。
- このほか、あわせて「効果があがっている実践」を特定し、その内容を周知することで、より実効性を伴う対策が推進されることが期待される。

◇教職課程を有する大学における取組の推進

- 本調査研究においてヒアリングの対象とした各大学において、様々な工夫の中で授業実践等を行っていることが把握された。必ずしも関連領域を専門としない教員が新たに学びながら、あるいは自身の専門領域をベースとして様々な関係者の協力を得ながら学校安全に関する授業をコーディネートしているケースも把握された。
- オムニバス形式での授業実践や外部講師の招へいによる授業の実施も含め、リソースをうまく活用して、様々な方法で学生に学校安全の問題についてリアリティを持って伝えるという実践がなされていた。
- 学校安全を専門とする教員が在籍していない大学や当該科目をこれから実施しようとする大学においては、地域の様々な主体・関係機関との連携が、人材や運営ノウハウ等の不足といった問題に対する有効な解決策になり得る。本報告書に掲載した事例等の情報が参考になればと考える。

参考資料

1 取組状況調査(令和 5 年度実績)調査項目

Q01. 学校経営に「学校安全」を明確に位置付けていますか。

- 01. 位置付けている
- 02. 位置付けていない

Q02. 学校評価において、「学校安全」に関する項目を扱っていますか。

- 01. 扱っている
- 02. 扱っていない

Q03. 「安全委員会」や「安全部」などの教職員等による学校安全を担う校内組織や、学校安全に関する計画や取組等について確認する組織・体制は整備されていますか。

※学校運営協議会等の場で定期的に議事として取り扱っている場合等は「01. 整備されている」を選んでください。

- 01. 整備されている
- 02. 整備されていない

(Q03 で「01」を選んだ場合)

Q03-1. 学校安全を担う校内組織等について、当てはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

- 01. 複数の教員を担当として割り当てている
- 02. 生活安全・交通安全・災害安全等といった、領域ごとで体制を整備している
- 03. 学校安全を担う校内組織等(※もっぱら学校安全のみを取り扱わない場合を含む)の活動に、保護者や地域の方の意見等を取り入れる仕組みがある
- 04. 学校安全を担う校内組織等(※もっぱら学校安全のみを取り扱わない場合を含む)の活動に、学校安全や関連分野の専門家の意見等を取り入れる仕組みがある
- 05. いずれも当てはまらない

(Q03-1 で「03」を選んだ場合)

Q3-2. 保護者や地域の方の意見等をどのように取り入れていますか。(複数回答可)

- 01. 学校運営協議会において学校安全を取り扱っている
- 02. 学校運営協議会以外で地域の方が参画する会議等において学校安全を取り扱っている
- 03. 保護者や地域の方へアンケートを行う等して意見を聞いている
- 04. その他 ()

(Q03-1 で「04」を選んだ場合)

Q03-3. 学校安全や関連分野の専門家として、具体的にどのような方が参画しているか回答ください。

(複数回答可)

- 01. 大学教員
- 02. その他 ()

Q04. 「学校安全」に関する活動の評価や振り返りについて、当てはまるものを全て選んでください。

(複数回答可)

- 01. データ等（例：事故発生件数、避難訓練の実施状況、安全教育の実施状況等）に基づく評価・振り返りを実施している
- 02. 具体的な事故・ヒヤリハットに基づく評価・振り返りを実施している
- 03. 保護者や地域の方が関わっている（意見を聞く取組を含む）
- 04. 学校安全や関係分野の専門家が関わっている（意見を聞く取組を含む）
- 05. 児童生徒等が関わっている（意見を聞く取組を含む）
- 06. 評価・振り返りの結果を公表している（保護者等向けのみの公表も含む）
- 07. 評価・振り返りの結果をその後の取組に活かしている（例：学校安全計画の改定、避難訓練の実施内容の改善、安全指導の改善等）

(Q04 で「04」を選んだ場合)

Q04-1. 学校安全や関連分野の専門家として、具体的にどのような方が参画しているか回答ください。

(複数回答可)

- 01. 大学教員
- 02. 消防署員・消防団員
- 03. 警察署員
- 04. 地域の自主防災組織員
- 05. その他 ()

Q05. 学校保健安全法第 27 条により各学校に策定が義務付けられている「学校安全計画」を策定していますか。

【参考】学校保健安全法

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

- 01. 策定している
- 02. 策定していない

(Q05 で「02」を選んだ場合)

Q05-1. 「策定していない」理由を具体的に回答ください。

(Q05 で「02」を選んだ場合)

Q05-2. 今後の策定の予定について回答ください。

- 01. 令和 6 年度末までに策定予定
- 02. 令和 7 年度以降に策定予定
- 03. その他 ()

(Q05 で「01」を選んだ場合)

Q05-3. 学校安全計画や学校安全に係る取組について、次の方に周知していますか。(複数回答可)

- 01. 保護者
- 02. 地域住民(保護者を除く)
- 03. 関係機関
- 04. その他 ()
- 05. 周知していない

(Q05 で「01」を選んだ場合)

Q05-4. 学校安全計画の評価や振り返りを行っていますか。

- 01. 行っている
- 02. 行っていない

(Q05-4 で「01」を選んだ場合)

Q05-5. 学校安全計画の策定・評価・見直し等にあたって、どのような方の意見を参考にしていますか。(複数回答可)

- 01. 児童生徒等
- 02. 学校安全担当以外の教職員
- 03. 保護者
- 04. 地域住民(保護者を除く)
- 05. 関係機関(消防や警察等)
- 06. 有識者(大学教員等)
- 07. 学校設置者(教育委員会等)
- 08. その他
- 09. 特に参考にしている意見はない

(Q05 で「01」を選んだ場合)

Q05-6. 学校安全計画には、学校施設及び設備等の安全点検について盛り込んでいますか。

- 01. 盛り込んでいる
- 02. 盛り込んでいない

(Q05 で「01」を選んだ場合)

Q05-7. 学校安全計画に、次の領域の安全に関する指導について盛り込んでいますか。(複数回答可)

- 01. 生活安全（防犯含む）
- 02. 災害安全
- 03. 交通安全
- 04. インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ（SNS についてを含む）
- 05. 性犯罪・性暴力防止のための教育
- 06. いずれも盛り込んでいない

(Q05 で「01」を選んだ場合)

Q05-8. 学校安全計画に、次の領域の教職員の研修について盛り込んでいますか。(複数回答可)

- 01. 生活安全（防犯含む）
- 02. 災害安全
- 03. 交通安全
- 04. インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ（SNS についてを含む）
- 05. 性犯罪・性暴力防止のための教育
- 06. いずれも盛り込んでいない

Q06. 学校安全推進の中核となる教員（管理職以外）は誰が担っていますか。（複数回答可）

※「中核となる教員」とは、ここでは、校長の監督を受け、学校安全に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言にあたる教員という意味でお考えください。このような教員が担っている役職を選択してください。（複数回答可）例えば、学校安全推進の中核となる教員が「主幹教諭」「安全主任」を兼ねている場合には、両方を選択してください。

- 01. 安全主任や防災主任等の学校安全を担っている主任・主事
- 02. 主幹教諭
- 03. 教務主任
- 04. 生徒指導主事
- 05. 保健主事
- 06. 養護教諭
- 07. その他の教諭等
- 08. 教員以外の職員（事務職員・用務員・技師等）
- 09. その他（ ）
- 10. 特に位置付けていない

Q07. 学校安全を意識化する定期的な機会を設けていますか。最も近いものを選んでください。（例：学校として独自に「学校安全の日」を設ける等。教職員のみを対象としているものも含みます）

- 01. 週に 1 回程度設定している
- 02. 月に 1、2 回程度設定している
- 03. 学期に 1、2 回程度設定している
- 04. 年に 1、2 回程度設定している
- 05. その他（ ）
- 06. 設定していない

Q08. 学校保健安全法施行規則第 28 条に基づく学校施設及び設備の安全点検をどの程度実施していますか。

【参考】学校保健安全法施行規則

第 28 条 法第 27 条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

- 01. 月に 1 回以上
- 02. 学期に 1 回以上～月に 1 回未満
- 03. 年に 1 回以上～学期に 1 回未満
- 04. 実施していない

(Q08で「01」「02」「03」を選んだ場合)

Q08-1. 安全点検にはどなたが参画していますか。(複数回答可)

- 01. 学校の教職員
- 02. 児童生徒等
- 03. 保護者
- 04. 地域住民(保護者を除く)
- 05. 設置者(教育委員会等)
- 06. 有識者や専門業者
- 07. その他()

Q09. 児童生徒等が窓際の足掛かりとなるような設置物等に乗し、転落しないよう対策を取っていますか。

※対策の例：足掛かりとなる設置物等の撤去、窓の開閉制限、危険箇所の立入禁止、安全指導の徹底など(参考 <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenkenken/data/anzenkenken-all.pdf#page=40>)

- 01. 必要な対策をとっている(危険箇所が無い場合もこちらを選択ください)
- 02. 未対策の箇所等がある

Q10. 児童生徒等が下敷きになる事故等を防ぐため、固定されていない積み重ねられた棚への対策を取っていますか。

※対策の例：連結部分を壁や床等に固定する、積み重ねられた棚を降ろす、立入禁止措置、安全指導の徹底など(参考 <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenkenken/data/anzenkenken-all.pdf#page=43>)

- 01. 必要な対策をとっている(危険箇所がない場合もこちらを選択ください)
- 02. 未対策の箇所等がある

Q11. 通学路・通園路を設定していますか。

- 01. 設定している
- 02. 設定していない

(Q11で「01」を選んだ場合)

Q11-1. 通学路・通園路の安全点検は、どの領域の観点で実施していますか。(複数回答可)

- 01. 生活安全(防犯含む)
- 02. 災害安全
- 03. 交通安全
- 04. 安全点検を実施していない

(Q11で「01」を選んだ場合)

Q11-2. 通学路・通園路の安全点検は、どのような方が関わって実施していますか。(複数回答可)

- 01. 児童生徒等
- 02. 保護者や地域住民
- 03. 設置者(教育委員会等)
- 04. 警察署員
- 05. 道路管理者
- 06. その他の有識者や専門業者
- 07. 学校の教職員
- 08. その他()
- 09. 実施していない

Q12. 登下校中の安全確保のための恒常的な手段として、どのような対応をとっていますか。(複数回答可) ※期間を限って定期的を実施している場合など、毎日ではない場合も含みます。

- 01. 児童生徒等への安全指導
- 02. 集団登下校(登校のみ(片方のみ集団)といった場合も選択してください)
- 03. 保護者や地域の人々、ボランティア等による同伴や見守り
- 04. スクールバスによる送迎
- 05. ICTの導入による登下校管理(ICタグや見守りシステム)
- 06. その他
- 07. 安全確保のための方策はとっていない

(小学校、義務教育学校のための質問)

Q13. スクールバスを利用している児童数を回答してください。

※遠距離通学支援目的でスクールバスを運用している場合についてもお答えください。

※義務教育学校は小学部のみお答えください。

- 01. スクールバスを導入していない
- 02. (人)

(Q13で「02」を回答した場合)

Q13-1. スクールバス利用者について、通学距離の最低基準の状況を回答してください。

- 01. 1km 以上 2km 未満から対象としている
- 02. 2km 以上 4km 未満から対象としている
- 03. 3km 以上 4km 未満から対象としている
- 04. 4km 以上から対象としている
- 05. その他 ()
- 06. 通学距離による最低基準を設けていない

(Q13で「02」を回答した場合)

Q13-2. スクールバスの運営に当たり、受益者（保護者等）負担はありますか。

- 01. ある
- 02. ない

(Q13で「02」を回答した場合)

Q13-3. スクールバスを運行している時間帯を回答してください。（複数回答可）

- 01. 登校時
- 02. 通常下校時
- 03. 放課後活動後の下校時
- 04. その他 ()

Q14. スクールゾーン（特に子供の交通安全の確保を図る特定地域）を設定していますか。

スクールゾーンとは、学校の周囲における交通安全対策につなげるため、幼稚園及び小学校等を中心に周囲 500 メートルを範囲として設定した特定地域のこと。

「ゾーン 30」が設定されている場合は、スクールゾーンの設定に含まれる。

- 01. 設定している
- 02. 設定していない

(Q14で「01」を選んだ場合)

Q14-1. スクールゾーンにおいてどのような安全対策を実施していますか（複数回答可）

- 01. スクールゾーンの明示（標識・路面表示の設置など）
- 02. 交通規制（速度制限、車両進入規制など）
- 03. 道路環境の物理的な改善（ハンプ、狭さくの設置など）
- 04. その他 ()

(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のみの質問)

Q15. 児童生徒に通学路安全マップを作成させていますか。その場合は学校安全 3 領域のうち、どの観点で作成させていますか。(複数回答可)

※特別支援学校で幼稚部のみの設置の場合は回答対象外につき、「特別支援学校で幼稚部のみの設置」を選択ください。

- 01. 生活安全 (防犯含む)
- 02. 災害安全
- 03. 交通安全
- 04. 通学路安全マップを作成していない
- 05. 特別支援学校で幼稚部のみの設置

Q16. 次のうちどの安全教育等を実施していますか。(複数回答可)

- 01. 生活安全 (防犯含む)
- 02. 災害安全
- 03. 交通安全
- 04. 現代的課題への対応 (弾道ミサイル、犯罪予告、テロ)
- 05. インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ (SNS についてを含む)
- 06. 性犯罪・性暴力防止のための教育
- 07. その他 ()
- 08. いずれも実施していない

(Q16 で「02」を選んだ場合)

Q16-1. 地域のどのような災害等リスクに応じた安全教育を実施していますか。(複数回答可)

※訓練等を通じて学んでいる場合も含みます。

- 01. 火災
- 02. 地震
- 03. 津波
- 04. 風水害
- 05. 雪害
- 06. 土砂災害
- 07. 火山災害
- 08. 原子力事故
- 09. 弾道ミサイル発射 (J アラートによる情報伝達への対応)
- 10. その他 ()
- 11. いずれも実施していない

(Q16で「06」を選んだ場合のみ)

Q16-2. 性犯罪・性暴力防止のための教育をどのように行っていますか。(複数回答可)

- 01. 文部科学省作成の「生命の安全教育教材」を活用している(一部でも可)
- 02. 文部科学省作成の教材以外の教材を活用している
- 03. 保健等の教科書を活用している
- 04. 外部の関係団体や専門家等の協力を得て行っている
- 05. その他()

(Q16で「08」以外を選んだ場合)

Q16-3. 安全教育を進めるにあたってデジタル技術を活用していますか。(複数回答可)

- 01. 児童生徒等のタブレット端末等を活用している
- 02. VR・ARを活用している
- 03. 従来紙で作成・共有していた資料等をデジタル化した
- 04. その他()
- 05. 活用していない

Q17. 重大事故を防ぐために、校内で起きたヒヤリハット事例を共有していますか。(複数回答可)

- 01. 教職員間で共有している
- 02. 児童生徒等に共有している
- 03. その他()
- 04. 共有していない

Q18. 学校安全に関する教職員対象の校内研修を行っていますか。(複数回答可)

- 01. 生活安全(防犯含む)
- 02. 災害安全
- 03. 交通安全
- 04. インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ(SNSについてを含む)
- 05. 性犯罪・性暴力防止のための教育
- 06. その他()
- 07. いずれも実施していない

Q19. だれが学校安全に関する校外研修を受講していますか。（複数回答可）

※例えば、受講している教員が「主幹教諭」「安全主任」を兼ねている場合には、両方を選択してください。

- 01. 校長
- 02. 教頭（副校長）
- 03. 学校安全の中核となる教員
- 04. 主幹教諭
- 05. 教務主任
- 06. 生徒指導主事
- 07. 保健主事
- 08. 養護教諭
- 09. その他の教諭
- 10. 教員以外の学校職員（事務職員・用務員・技師等）
- 11. その他（ ）
- 12. だれも受講していない

Q20. 文部科学省が公開している学校安全の研修に活用できる「教職員のための学校安全 e-ラーニング」や「職員だより」を研修等で活用していますか。

教職員のための学校安全 e-ラーニング <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>

学校安全今月のニュース「職員だより」<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/news/index.html>

- 01. 全ての教職員が視聴するなどの活用をしている
- 02. 一部の教職員が視聴するなどの活用をしている
- 03. 活用していない

Q21. 学校保健安全法第 29 条により作成することになっている危険等発生時対処要領（以下：危機管理マニュアル）について、次のことについて記載していますか（複数回答可）

【参考】学校保健安全法

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 01. 生活安全（防犯含む）
- 02. 災害安全
- 03. 交通安全
- 04. インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ（SNS についてを含む）
- 05. その他（ ）
- 06. 危機管理マニュアルを作成していない

(Q21で「06」以外を選んだ場合)

Q21-1. 地域や学校内の事故等のリスクなどの学校を取り巻く環境を踏まえて危機管理マニュアルの見直しを行っていますか

- 01. 見直しを行っている（見直した結果、改訂等を行っていない場合もこちらを選んでください）
- 02. 見直しを行っていない

(Q21-1で「01」を選んだ場合)

Q21-2. 危機管理マニュアルの見直しにどのような方が関わっていますか。（複数回答可）

- 01. 児童生徒等
- 02. 学校安全担当以外の教職員（※意見交換の機会等を設けている場合を含みます）
- 03. 保護者
- 04. 地域住民（保護者を除く）
- 05. 関係機関
- 06. 有識者
- 067. 学校設置者（教育委員会等）
- 08. その他（ ）

(Q21で「06」以外を選んだ場合)

Q21-3. 危機管理マニュアルをすべての教職員に対してその内容を周知し、共通理解を図っていますか。

- 01. 図っている
- 02. 図っていない

(Q21で「06」以外を選んだ場合)

Q21-4. 危機管理マニュアルの内容を保護者に周知していますか。（危機管理マニュアルの一部のみ周知・説明等している場合は、周知しているとお考えください）

- 01. 周知している
- 02. 周知していない

Q22. 事故や災害発生後の教育活動の継続に関する内容（BCP）について、危機管理マニュアルに記載していますか。

【参考】BCP とは

「事業継続計画」の略で、自然災害、大火災などの危機的状況下に置かれた場合でも、損害を最小限に留めつつ、重要な業務（学校においては教育活動）の継続あるいは早期復旧を可能とするための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

- 01. 記載している
- 02. 記載していない

Q23. 消防法に基づき消防計画を作成していますか。

※消防法第8条 学校、（略）の管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

- 01. 作成している
- 02. 作成していない

（Q23 で「01」を選んだ場合）

Q23-1. 消防計画に基づく訓練を実施していますか。

- 01. 実施している
- 02. 実施していない

Q24. 危機管理マニュアルに地震被害を想定した内容を記載していますか。

- 01. 記載している
- 02. 記載していない

Q25. 地震被害を想定した避難訓練を実施していますか。

- 01. 実施している
- 02. 実施していない

Q26. 貴校の敷地は、津波浸水想定区域内に所在していますか。

【参考】「津波浸水想定区域に所在する学校」とは

「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第4項に基づき、都道府県知事が設定し公表した津波浸水想定において、浸水する可能性が示されている学校。（現時点で同法に基づく津波可能性が示されている学校）

※本設問は津波を起因として浸水する場合が対象であり、洪水など一般的な河川の氾濫を起因とした浸水が想定される場合を含みません。

- 01. 所在している
- 02. 所在していない

（Q26で「01」の場合）

Q26-1. 危機管理マニュアルに津波被害を想定した内容を記載していますか。

- 01. 記載している
- 02. 記載していない

（Q26で「01」の場合）

Q26-2. 津波被害を想定した避難訓練を実施していますか。

- 01. 実施している
- 02. 実施していない

Q27. 貴校の敷地は、河川氾濫による洪水、大雨、高潮の浸水想定区域内に所在していますか。

【参考】「大雨や洪水等の浸水想定区域内に所在する学校」とは

水防法第14条に基づき、都道府県知事が設定した浸水想定において、浸水する可能性が示されている学校。（現時点で設定されていない場合は市町村または都道府県が作成する浸水ハザードマップにおいて、浸水する可能性が示されている学校）

※本設問は洪水や大雨、高潮を起因として浸水する場合が対象であり、津波を起因とした浸水が想定される場合は含みません。

- 01. 所在している
- 02. 所在していない

（Q27で「01」の場合）

Q27-1 危機管理マニュアルに浸水被害を想定した内容を記載していますか。

- 01. 記載している
- 02. 記載していない

(Q27 で「01」の場合)

Q27-2 浸水被害を想定した避難訓練を実施していますか。

- 01. 実施している
- 02. 実施していない

Q28. 貴校の敷地は、土砂災害想定区域内に所在していますか。

【参考】「土砂災害想定区域内に所在する学校」とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条に基づき、都道府県知事が設定した土砂災害想定において、土砂崩れの可能性が示されている学校。（現時点で設定されていない場合は市町村または都道府県が作成する土砂災害ハザードマップにおいて、土砂災害の可能性が示されている学校）

- 01. 所在している
- 02. 所在していない

(Q28 で「01」の場合)

Q28-1 危機管理マニュアルに土砂災害を想定した内容を記載していますか。

- 01. 記載している
- 02. 記載していない

(Q28 で「01」の場合)

Q28-2 土砂災害を想定した避難訓練を実施していますか。

- 01. 実施している
- 02. 実施していない

Q29. 貴校の敷地は、火山災害警戒地域に所在していますか。

- 01. 所在している
- 02. 所在していない

(Q29 で「01」の場合)

Q29-1. 危機管理マニュアルに火山災害を想定した内容を記載していますか。

- 01. 記載している
- 02. 記載していない

(Q29 で「01」の場合)

Q29-2. 火山災害を想定した避難訓練を実施していますか。

- 01. 実施している
- 02. 実施していない

Q30. 貴校の敷地は、PAZ 圏内もしくは UPZ 圏内に所在していますか。

【参考】PAZ・UPZ とは

国際原子力機関（IAEA）が概念を示し、原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に、放射性物質が放出される前の段階から予防的避難等を開始する PAZ と、屋内退避などの防護措置を行う UPZ を設けることになっており、原子力施設からおおむね半径 5 km が PAZ、半径 5 ～30kmUPZ の目安。

- 01. 所在している
- 02. 所在していない

(Q30 で「01」の場合)

Q30-1. 危機管理マニュアルに原子力災害被害を想定した内容を記載していますか。

- 01. 記載している
- 02. 記載していない

(Q30 で「01」の場合)

Q30-2. 原子力災害被害を想定した避難訓練を実施していますか。

- 01. 実施している
- 02. 実施していない

Q31. どのような関係者との協働による防災教育・避難訓練を実施していますか。（複数回答可）

- 01. 保護者
- 02. 地域住民（自治会・自主防災組織を含む、保護者は除く）
- 03. 有識者（大学の教員等）
- 04. 警察
- 05. 消防署
- 06. 消防団
- 07. 自治体防災部局
- 08. その他（ ）
- 09. 協働による実施はしていない

Q32. どのような関係者との協働による不審者の学校侵入を想定した防犯訓練等を実施していますか。

（複数回答可）

- 01. 警察
- 02. 保護者
- 03. 地域住民（見守りボランティア等）
- 04. 有識者（大学の教員等）
- 05. 関係機関（警備会社等を含む）
- 06. 学校のみで実施している
- 07. 不審者侵入を想定した防犯訓練を実施していない

Q33. どのような領域で地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校安全に取り組んでいますか（複数回答可）

- 01. 生活安全（防犯含む）
- 02. 災害安全
- 03. 交通安全
- 04. 学校の安全点検
- 05. 現代的課題への対応（弾道ミサイル、犯罪予告、テロ）
- 06. インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ（SNS についてを含む）
- 07. 性犯罪・性暴力防止のための教育
- 08. その他（ ）
- 09. 該当する取組はない

Q34. 学校敷地内や校舎内への不審者侵入防止のための対策をどのような手段で講じていますか（複数回答可）

※1：3段階のチェック体制…①校門（施錠管理、防犯カメラ等）、②校門から校舎の入り口まで（通行場所の指定・誘導、死角の排除等）、③校舎への入り口（来訪者の確認、名札の配付等）の3段階で対策を講ずる体制です。

※2：学校の構造の事情等により3段階のチェック体制が物理的に不可能な場合は、でき得る最大のチェック体制を設けている場合を選択してください。

参考リンク：<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/fushinsyaboushi/index.html>

01. 3段階のチェック体制について危機管理マニュアルに記載し実施している（※1、2）

02. 防犯カメラ

03. 玄関のインターフォン

04. 警備員の配置

05. 警備会社との連絡システム

06. 警察との連絡システム

07. 校内緊急通話システム（内線電話や無線、職員用端末を含む）

08. さすまた

09. 笛

10. 催涙スプレー

11. 防犯ネット

12. その他（ ）

13. 該当する取組はない

Q35. 「学校事故対応に関する指針」に基づく調査対象の事故について、基本調査を実施していますか。

【参考】基本調査の調査対象（原則）

・学校管理下で発生した死亡事故（登下校中を含む）

・死亡以外の事故については、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校設置者が必要と判断した事故

01. すべての調査対象の事故について基本調査を実施している

02. 調査対象の事故のうち、基本調査を実施していないものがある

03. 調査対象となる事故は発生していない

（Q35で「02」の場合）

Q35-1. 「02. 調査対象の事故のうち、基本調査を実施していないものがある」理由をお答えください。

Q36. 災害発生時等に児童生徒等が学校に待機することを想定して、どのような物品等を備蓄していますか。（複数回答可）

市区町村の防災部局が管理している備品であっても、災害によって児童生徒等が待機する際に利用が可能な物品等も含めてお答えください

- 01. 飲料水・食料
- 02. 救急用品・医薬品
- 03. ライト・ろうそく・投光器
- 04. 衛星電話、災害時用公衆電話等の通信手段
- 05. 防災ラジオ
- 06. 発電機
- 07. ヘルメット・防災頭巾
- 08. 毛布・寝袋・段ボールベッド
- 09. 携帯・簡易トイレ
- 10. その他（ ）
- 11. 特段の備蓄をしていない

Q37. 貴校は、指定避難所に指定されていますか。

【参考】指定避難所とは

災害対策基本法第 49 条の 7 に規定している、各市町村長が指定する「指定避難所」（避難生活を送る避難所）のこと

- 01. 指定されている
- 02. 指定されていない

（Q37 で「01」の場合）

Q37-1. 地域住民等の避難受け入れ時の対応について、市区町村の防災担当部局や地域の自主防災組織等とあらかじめ協議していますか。

- 01. 協議している
- 02. 協議していない

(特別支援学校のみ)

Q38. 貴校は、指定福祉避難所に指定されていますか？

【参考】指定福祉避難所とは

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を滞在させることを想定した避難所。福祉避難所の指定が促進されるよう、令和３年５月１０日に災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設された。

- 01. 指定されている
- 02. 指定されていない

Q39. 災害時における児童生徒等の引渡し方法や待機方法について、あらかじめ保護者との間で手順やルールを決めていますか。

- 01. 決めている
- 02. 決めていない

Q40. 災害時の緊急地震速報を学校内でどのように受信していますか。（複数回答可）

- 01. 緊急地震速報受信システム
- 02. 防災行政無線
- 03. 防災ラジオ（臨時災害放送局※災害FM）
- 04. テレビ
- 05. 携帯電話・スマートフォン
- 06. その他（ ）

Q41. 災害や弾道ミサイル、犯罪の危険等が発生した場合の休校等の判断基準について、設置者と事前に取り決めていますか。

- 01. 取り決めている
- 02. 取り決めていない

Q42. 次のような実践的な避難（防災）訓練等を実施していますか。（複数回答可）

- 01. 休み時間や給食（昼食）時間、清掃中の発災を想定した避難訓練
- 02. 予告なしの避難訓練
- 03. 管理職の不在時を想定した避難訓練
- 04. 登下校時の避難訓練
- 05. 複合災害（例：地震から火災、大雨の中の地震）を想定した避難訓練
- 06. 停電を想定した避難訓練
- 07. 余震を想定した避難訓練
- 08. 保護者や地域住民、関係機関等が参加した避難訓練
- 09. 不審者対応訓練
- 10. 引渡し訓練
- 11. その他の訓練
- 12. いずれも実施していない

Q43. 教育活動中の子供の重大事故を想定した教職員向けの訓練等を実施していますか。（複数回答可）

- 01. 児童生徒等が突然倒れた際等の応急手当に関する訓練（窒息事故への対応、心肺蘇生、AED の使用等）
- 02. エピペン®の使用を含む食物アレルギー・アナフィラキシーショックに関する訓練
- 03. 消防等への通報訓練
- 04. 被害児童生徒等の保護者への対応に関する訓練
- 05. その他（ ）
- 06. 特に実施していない

（Q43 で「06」以外の場合）

Q43-1. 訓練等の実施に当たって該当するものを選んでください。（複数回答可）

- 01. 消防等から講師を招いて実施した
- 02. 実習を含む形式で実施した
- 03. その他実施に当たっての工夫（ ）
- 04. 特に該当するものはない

Q44. 自動体外式除細動器（以下 AED）を設置していますか。

- 01. 設置している
- 02. 設置していない

(Q44で「01」の場合)

Q44-1. AEDを日常的に点検したり、消耗品の交換時期を確認したりするなど、いつでも使える状態にしていますか。

- 01. している
- 02. していない

(Q44で「01」の場合)

Q44-2. 児童生徒等を対象に学校におけるAEDの設置場所を共有していますか。

- 01. 共有している
- 02. 共有していない

(Q44で「01」の場合)

Q44-3. 教職員を対象に学校におけるAEDの設置場所を共有していますか。

- 01. 共有している
- 02. 共有していない

Q45. 児童生徒等を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っていますか。

- 01. 行っている
- 02. 行っていない

Q46. 熱中症事故についてどのような対策を講じていますか。(複数回答可)

- 01. 熱中症の予防・対応等に係るガイドライン等の全職員への周知(危機管理マニュアルに熱中症事故対応に関する記載があり、それを全職員に周知して運用している場合も含む)
- 02. 暑さ指数(WBGT値)等を参考にした活動実施の判断
- 03. 学校行事や授業内容の実施時期の検討
- 04. 夏季休業日の延長・臨時休業日の検討
- 05. 児童生徒等への指導の徹底(こまめな水分補給や休憩の推奨を含む)
- 06. エアコンや扇風機の設置(既に設置している場合も含む)
- 07. 熱中症発生時に備えた教職員向けの研修・訓練
- 08. その他()
- 09. 何も対策を講じていない

Q47. 弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案（Jアラートの発信）に対して、どのような準備等を行っていますか。（複数回答可）

- 01. 学校安全計画や危機管理マニュアルに対応等について記載している
- 02. 避難訓練を実施している
- 03. 教職員向けの対応研修を実施している
- 04. その他（ ）
- 05. 何も対応を行っていない

Q48. 送迎用バスにおける安全管理（特に子供の置き去り防止）について該当するものを選択してください。（複数回答可）

- 01. チェックシート等を用いて、乗車する子供の数と降車する子供の数を確実に確認する仕組みとしている
- 02. 安全管理体制について校長（園長）等が定期的に確認している
- 03. 車内に置き去り防止を支援する安全装置を設置し補完的に活用している
- 04. 子供たちに、万が一周囲に大人がいない状況になった場合等の対応を予め伝えている（クラクションをならす等）
- 05. その他（ ）
- 06. 送迎用バスを運行していない
- 07. 特に該当するものはない（06 を選んだ場合を除く）

Q49. 学校安全に関して国等において作成してほしい資料等があれば回答ください。（自由記述）

2 ヒアリング対象シラバス情報

(1)岩手大学(学校安全学と防災教育)

年度	2024	開講学期	後期	単位数	2	時間割コード	F002	
授業科目名	学校安全学と防災教育			担当教員名	本山 敬祐			
授業科目名：英語	Studies on School Security and Disaster Prevention Education							
重複科目名								
セット科目名								
開講情報		曜日	時限	時間割コード	【凡例】 ●：当該科目 □：同時に履修すべき科目（セット科目）			
	● 1	火	1	F002				
主な対象学生	教育学部 1							
科目の情報	科目の種別	専門教育科目		科目番号				
主な使用言語	Japanese							
履修上の条件								
担当教員情報	氏名（カナ）	本山 敬祐（モトヤマ ケイスケ）						
	担当教員名（英語）	MOTOYAMA Keisuke						
	常勤・非常勤	常勤						
	所属	教育学部						
	研究室	教育系総合教育研究棟-514						
	公式サイト	岩手大学 研究者総覧： http://univdb.iwate-u.ac.jp/html/974_ja.html researchmap： https://researchmap.jp/motoyamakeisuke						
	個人サイト							
質問・相談方法	本科目はオムニバス形式で開講します。相談希望の教員に事前に連絡してください。							
他の担当教員	佐藤 寿仁、滝吉 美知香、川村 めぐみ、上演 龍也、佐合 智弘、早坂 良、山本 奨							
キーワード	学校安全学、東日本大震災、教科等横断的な学び、安全に関する資質・能力、いわての復興教育、心とからだの健康観察、地域関連科目、PBL							
		教育学部 学校教育教員養成課程 小学校教育コース						
		【知識・理解】	総合的思考力を養うために幅広い視野と教養を身につけている。					10%
		【知識・理解】	小学校教育及び子どもに関する基礎的な知識を身につけている。					20%
		【思考・判断】	学校教育に関する総合的な基礎的な知識と実践的な体験を通して、学校教育について多面的かつ実践的に思考・判断する能力を身につけている。					20%
		【技能・表現】	小学校における学習指導及び生活指導のための基礎的な技能を身につけている。					10%
		【関心・意欲】	学校教育の現状や課題に強い関心を持ち、学校教育の発展に貢献しようとする意欲を持っている。					20%
		【態度】	学校教育に対する強い使命感と責任を自覚し、常に学び続けようとする態度を身につけている。					20%
		教育学部 学校教育教員養成課程 中学校教育コース						
		【知識・理解】	総合的思考力を養うために幅広い視野と教養を身につけている。					10%
		【知識・理解】	中学校教育及び子どもに関する基礎的な知識を身につけている。					20%
		【思考・判断】	学校教育に関する総合的な基礎的な知識と実践的な体験を通して、学校教育について多面的かつ実践的に思考・判断する能力を身につけている。					20%
		【技能・表現】	中学校における学習指導及び生活指導のための基礎的な技能を身につけている。					10%
		【関心・意欲】	学校教育の現状や課題に強い関心を持ち、学校教育の発展に貢献しようとする意欲を持っている。					20%
		【態度】	学校教育に対する強い使命感と責任を自覚し、常に学び続けようとする態度を身につけている。					20%
		教育学部 学校教育教員養成課程 理数教育コース						
		【知識・理解】	総合的思考力を養うために幅広い視野と教養を身につけている。					10%
		【知識・理解】	義務教育段階の学校教育及び子どもに関する基礎的な知識を身につけている。					20%
		【思考・判断】	学校教育に関する総合的な基礎的な知識、理数教育に関する知識、及び実践的な体験を通して、学校教育について実践的に思考・判断する能力を身につけている。					20%
		【技能・表現】	小学校及び中学校における生活指導のための基礎的な技能を身につけている。					10%
		【関心・意欲】	学校教育の現状や課題に強い関心を持ち、理数教育の充実を中心として学校教育の発展に貢献しようとする意欲を持っている。					20%
		【態度】	学校教育に対する強い使命感と責任を自覚し、常に学び続けようとする態度を身につけている。					20%
		教育学部 学校教育教員養成課程 特別支援教育コース						

学位授与方針との関係	【知識・理解】	総合的思考力を養うために幅広い視野と教養を身につけている。	10%
	【知識・理解】	特別支援学校における教育及び小学校教育または中学校教育並びに子どもに関する基礎的な知識を身につけている。	20%
	【思考・判断】	学校教育に関する総合的な基礎的な知識と実践的な体験を通して、学校教育について多面的かつ実践的に思考・判断する能力を身につけている。	20%
	【技能・表現】	小学校または中学校における学習指導及び生活指導のための基礎的な技能を身につけている。	10%
	【関心・意欲】	学校教育の現状や課題に強い関心を持ち、学校教育の発展に貢献しようとする意欲を持っている。	20%
	【態度】	学校教育に対する強い使命感和責任を自覚し、常に学び続けようとする態度を身につけている。	20%
授業の目的	本科目では東日本大震災の教訓を継承するとともに、災害安全（防災）に留まらない学校安全の充実並びに教科等横断的な安全に関する資質・能力の育成に貢献できる教員に求められる知識や視点、指導力等を身につけることを目的とする。なお、本科目は幼稚園（R4年度以前入学者）、小学校、中学校、高等学校の教員免許状取得に対応した科目である。「教員の養成の目標及び目標達成のための計画」の中の「教職専門科目」に当たり、「教育および子どもに関する基礎的な知識と技能」を養う。		
到達目標	学校安全の目的や領域、法制度に関する基礎事項の理解をはじめ、これまでの学校における事件・事故、学校安全における家庭・地域との連携の在り方、震災の教訓を生かした防災教育・復興教育の在り方を理解するとともに、実効性のある学校安全の取組や安全教育を計画立案し実践できる資質・能力を身に付ける。		
授業の概要	・学校安全に関する基本的知識をはじめ、多様な事例を通して事件・事故対応の方法、安全教育・安全管理の指導方法、被災地での防災教育の取組み方法、家庭・地域の連携について学ぶ。		
実務経験の有無と授業内容への反映			
授業の形式	講義を主とし、一部演習を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、遠隔授業（オンデマンド形式）として実施する場合がある。また、外部講師を含めて複数の教員による講義のため、シラバス通りの順に進むとは限らない。		
授業外学修（予習・復習・課題等）への指示	適宜課す。また、読んでおくように指示された関連文献は、必ず各自で精読しておくこと。		
詳細計画（各回または週の具体的な授業内容、目標など）			
回／週	授業内容	授業外学修（予習・復習・課題等）への指示	備考
1	ガイダンス・イントロダクション：「学校安全学」とは・学校安全に関する法制度と判例	（予習）あらかじめシラバスを読んでおくこと。 （復習）授業の内容を各自で再度確認しておくこと。	
2	安全管理と組織活動、家庭・地域との連携	（予習）前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 （復習）授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
3	災害安全：東日本大震災を生き抜いた子どもたちに学ぶ防災教育	（予習）前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 （復習）授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
4	交通安全：効果的な交通安全教育	（予習）前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 （復習）授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
5	生活安全：けがの予防、アレルギーへの対応、学校における感染症対策	（予習）前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 （復習）授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
6	学校安全と特別支援教育	（予習）前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。	

6		と。 (復習) 授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
7	授業中の事故防止と安全に関する資質・能力の育成 (1) 保健体育	(予習) 前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 (復習) 授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
8	授業中の事故防止と安全に関する資質・能力の育成 (2) 家庭科	(予習) 前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 (復習) 授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
9	授業中の事故防止と安全に関する資質・能力の育成 (3) 理科	(予習) 前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 (復習) 授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
10	授業中の事故防止と安全に関する資質・能力の育成 (4) 数学	(予習) 前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 (復習) 授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
11	授業中の事故防止と安全に関する資質・能力の育成 (5) 情報	(予習) 前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 (復習) 授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
12	災害発生時の児童生徒の心のケア：東日本大震災における岩手の取組	(予習) 前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 (復習) 授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
13	いじめの防止・対応：子どもの人権の視点から	(予習) 前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 (復習) 授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
14	まとめ・安全・安心な学級・学校づくり	(予習) 前回の授業内容について再度確認をしておくこと。教科書の該当箇所をあらかじめ読んでおくこと。授業で取り上げる主題について各自調べておくこと。 (復習) 授業内容について各自で再度確認をしておくこと。	
15			
16			
17			
18			
成績評価の方法と基準	評価方法	割合	評価観点
	平常点	60%	関心・意欲 知識・理解 技能・表現 思考・判断
	課題	10%	○ ○ ○ ○
	レポート	30%	○ ○ ○ ○

評価の基準	
授業への出席、数回課す課題やレポートから総合的に評価する。	
履修における留意点	オンデマンド配信型の遠隔授業で実施する場合がある。
教科書・教材	文部科学省、学校安全資料「生きる力」を育む学校での安全教育、東京書籍、2019年
参考文献	

出所: <https://ia2.iwate-u.ac.jp/websyllabus/kensaku/slbsCtlSyllabusKensaku.php?new=1>

(2)高知大学(学校安全)

年度	2024
授業コード	41426
授業科目	学校安全
英文科目名	
講義副題	
開講責任部署	教育学部
講義区分	講義
単位数	2.0
時間割	2学期: 月曜日 3 時限
講義開講時期	2学期
履修開始年次	2
メディア授業科目	
区分1	令和4年度以降入学生
区分2	専門教育) 専門科目
履修における注意点	
資格等	

担当教員

◎は代表教員です。

氏名	所属
◎ 岡谷 英明	教育学部
三ツ石 行宏	教育学部
小西 葉子	教育学部
竹内 日登美	教育学部
柴田 里彩	教育学部

授業実施方法	主に対面（全開講回数の過半数）、一部オンライン
--------	-------------------------

副題【SUBHEADING】

【テーマ（日本語）】(IN JAPANESE)	法・人権、自然災害、保健に関する知識といった関連学問から 学校安全についてアプローチし、ディスカッションやグループワークを通して深めていきます。
【テーマ（英語）】(IN ENGLISH)	knowledge of the law, human rights, hygiene and disaster prevention for school safety

授業の目的 【COURSE AIMS】	教育学部において、リスク社会対応について学ぶ講義
授業の概要 【COURSE SUMMARY】	近年では、防災教育や子どもの貧困への対応も含む幅広い意味での学校安全を考えることも、教員にとって重要である。また、学校事故などの厳しい場面で法と向き合わなければならないこともある。本授業では、憲法学、哲学、教育行政学(教育法学)、保育所や学校の保健といった関連学問から学校安全にアプローチし、学校安全に不可欠な知識についてディスカッションやグループワークを通して深めていく。

授業科目の到達目標【COURSE OBJECTIVES】

	授業科目の到達目標
1	学校における安全教育・防災教育について理解できる

この授業で身につける「10+1の能力」		専門分野に関する知識
キーワード	学校安全	
【KEYWORD】		
履修希望学生に求めるもの	高校までに学習した、憲法や法律、人権に関する知識を確認しておいてください。	
【PREREQUISITES / REQUIREMENTS】	学校の問題、例えば、体罰やいじめ、学校事故、防災、感染症拡大などに関して、自身の経験や見たことがある新聞報道などを確認しておいて下さい。	
授業計画【LESSON PLAN】		
第1回	授業概要	
	第1回：学校安全のために必要な教師の法知識・人権知識オリエンテーション	
	担当教員	
	岡谷 英明,三ツ石 行宏,竹内 日登美,柴田 里彩	
第2回	授業概要	
	第2回：学校における安全教育（担当：高知県教育委員会学校安全課ゲストティーチャー・岡谷）	
	担当教員	
	岡谷 英明	
第3回	授業概要	
	第3回：学校の安全と法哲学―信頼社会から訴訟社会へ―	
	担当教員	
	岡谷 英明	
第4回	授業概要	
	第4回：学校における防災教育（担当：高知県教育委員会学校安全課ゲストティーチャー・岡谷）	
	担当教員	
	岡谷 英明	
第5回	授業概要	
	第5回：法知識を得るための基礎―法の意味・効力・構造・社会的役割―	
	担当教員	
	小西 葉子	
第6回	授業概要	
	第6回：リーガルリサーチと法解釈	
	担当教員	
	小西 葉子	
第7回	授業概要	
	第7回：学校現場における法的トラブルと訴訟リスク	
	担当教員	
	小西 葉子	
第8回	授業概要	
	第8回：学校保健における安全教育	
	担当教員	
	竹内 日登美	

第9回	授業概要	第9回：社会福祉の体系と人権
	担当教員	三ツ石 行宏
	授業概要	第10回：児童福祉と学校教育の接点
	担当教員	三ツ石 行宏
第10回	授業概要	第11回：社会的養護と学校教育
	担当教員	三ツ石 行宏
	授業概要	第12回：学校・教育裁判判例検討（1）－グループ発表①－
	担当教員	柴田 里彩
第11回	授業概要	第13回：学校・教育裁判判例検討（2）－グループ発表②－
	担当教員	柴田 里彩
	授業概要	第14回：学校・教育裁判判例検討（3）－グループ発表③－
	担当教員	柴田 里彩
第12回	授業概要	第15回：学校・教育裁判判例検討（4）－グループ発表④－
	担当教員	柴田 里彩
授業時間外の学習	【STUDENT PREPARATION & REVIEW AT HOME】	
	高校までに学習した、憲法や法律、人権に関する知識を確認しておいてください。 学校の問題、例えば、体罰やいじめ、学校事故、防災、感染症拡大などに関して、自身の経験や見たことがある新聞報道などを確認しておいて下さい。	
教科書・参考書	【COURSE TEXTBOOK / REFERENCE BOOKS】	
	若井 彌一 他 編『必修教職六法』（協同出版）	
成績評価の基準と方法【GRADING POLICIES/CRITERIA】		
		比重・配分
その他		100
成績評価に関する補足		
	担当教員から評価方法についての説明があります。	

・成績評価は、下に示す本学の成績評価基準に基づいて行われます。

評語	評点	基準
秀	90点～100点	到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・把握し、標準的に達成している水準をはるかに上回る成績
優	80点～89点	到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・把握し、標準的に達成している水準を上回る成績
良	70点～79点	到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・把握し、所定の課題について活用していると判定でき、標準的に達成している水準程度の成績
可	60点～69点	標準的に達成している水準を下回るが到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・把握していると判定できる成績
不可	59点以下	到達目標に示した知識・技能・考え方などが理解・把握できておらず、単位修得にふさわしくないと判定できる成績

オフィスアワー

氏名	曜日	時間	場所
岡谷英明	メールで相談のこと	メールで相談のこと	教育学部1号館3階
教員の実務経験の有無 無			
授業形態 口頭での質疑やディスカッションを含む			

出所:<https://kulas.kochi-u.ac.jp/cpsmart/public/dashboard/main/ja/simple/1900/3000280/wsl/SyllabusSansho?kogiCd=41426&kaikoNendo=2024&syllabusKomokuPatternId=4>

(3)常葉大学(学校危機管理論)

シラバス参照

全開講対象学科	2018年度 初等教育高度実践研究科 初等教育高度実践専攻
担当教員	望月 俊昭
分野系列	共通科目
講義名	学校危機管理論
単位数	2
選択・必修	
形態	
配当年次	1年
期間・曜日・時限・教室	前期 火曜日 1時限

授業の概要	・教育現場での様々な事案における危機管理について、危機の所在、発生時の対応、事後対応、未然防止策の4つの視点から明らかにするとともに学校安全について考察する。 ・事例研究を中心として、①問題提起、②個人分析、③グループワーク、④発表・討議、⑤指導・講評の順で授業を進め、学部卒学生と現職教員学生とが協働しながら理解を深めていけるようにする。																					
授業の目的	・学校には児童生徒の事故をはじめとして、学校管理に関わるもの、教職員に関わるものまで多岐にわたる危機がある。授業では、学校危機の実態を把握・分析するとともに、それらを未然に防ぐための予防措置や安全対策(リスクマネジメント)と、危機発生時の対応や再発防止策(クライシスマネジメント)について理解し、様々な危機の発見や解決に向けての対応力を身に付けることを目的とする。																					
授業の到達目標	・学校における様々な危機について理解する。 ・学校の危機について、危機の所在、発生時の対応、事後対応、未然防止の各視点から分析する。 ・各視点からの分析を的確に説明する。 ・事例に関連する法的根拠や公的情報等について説明する。																					
卒業認定・学位授与の方針との関連性	・学部卒学生は、危機管理に関する実践的な対応力を備えた「即戦力の新人教員」としての資質を身に付ける。DP③児童・生徒理解や学級経営等の力、DP⑤学校経営に参画する意欲、力量に該当する。 ・現職教員学生は、危機管理に関する専門的な対応力を備えた「スクールリーダー(中核的中堅教員)」としての資質を身に付ける。DP③、⑤に加え、DP⑦管理職を補佐する能力、DP⑧学校の課題の分析・対応能力も該当する。																					
授業の計画と内容	第1回 授業のガイダンスと学校危機の概要について 第2回 学校生活に関わる危機管理①「遊具における事故」 第3回 学校生活に関わる危機管理②「いじめ、児童生徒間暴力」 第4回 学校生活に関わる危機管理③「いわゆる学級崩壊」 第5回 学校生活に関わる危機管理④「熱中症」 第6回 学校保健に関わる危機管理①「新型コロナウイルス、インフルエンザ等」 第7回 学校保健に関わる危機管理②「食物アレルギー(アナフィラキシーショック)」 第8回 学校管理に関わる危機管理「不審者侵入、不審者対策」 第9回 教職員に関わる危機管理①「教職員による不祥事」(外部講師:静岡県教育委員会教育総務課担当者) 第10回 教職員に関わる危機管理②「個人情報の漏えい」 第11回 教職員に関わる危機管理③「保護者からのクレーム」 第12回 自然災害に関わる危機管理①「台風(大雨・暴風警報)」 第13回 その他の危機管理①「児童虐待、ネグレクト」 第14回 その他の危機管理②「不登校」、まとめ、HUGの説明 第15回 自然災害に関わる危機管理②「地震、避難所運営の実際(HUG)」																					
教科書																						
参考書・参考資料	<table><tr><th>番号</th><th>書籍名</th><th>著者</th><th>出版社</th><th>出版年</th><th>金額(参考)</th><th>ISBN</th></tr><tr><td>1.</td><td>学校安全と危機管理 三訂版</td><td>渡邊正樹</td><td>大修館書店</td><td>2020</td><td>2420</td><td>978-4469268898</td></tr><tr><td>2.</td><td>A4・1枚 学校危機管理研修シート123</td><td>矢崎良明編</td><td>教育開発研究所</td><td>2020</td><td>2640</td><td>978-4865607666</td></tr></table>	番号	書籍名	著者	出版社	出版年	金額(参考)	ISBN	1.	学校安全と危機管理 三訂版	渡邊正樹	大修館書店	2020	2420	978-4469268898	2.	A4・1枚 学校危機管理研修シート123	矢崎良明編	教育開発研究所	2020	2640	978-4865607666
番号	書籍名	著者	出版社	出版年	金額(参考)	ISBN																
1.	学校安全と危機管理 三訂版	渡邊正樹	大修館書店	2020	2420	978-4469268898																
2.	A4・1枚 学校危機管理研修シート123	矢崎良明編	教育開発研究所	2020	2640	978-4865607666																
成績評価の方法	・最終レポート(40%) ・発表と授業への取組(40%) ・振り返り(20%)																					

成績評価の基準	・到達目標を評価基準とし、十分に達成し特に優れている場合を「秀」、十分達成している場合を「優」、達成している場合を「良」、最低限達成している場合を「可」、達成していない場合を「不可」とする。
フィードバックの方法	・毎時間の振り返り、最終レポートとも、コメントを付して返却する。
授業時間外学修	・日頃から学校における危機管理に感心をもち、テレビや新聞等の危機管理に関する情報に敏感になるとともに、予め出されたテーマについて事前に学修して授業に臨む(予習60分)。 ・授業後は、分析した事例や関係資料に再度目を通し、自身の経験や一般的な事例と重ね併せて理解を深める(復習30分)。
実務経験のある教員の授業内容	・小学校教員としての現場での経験を踏まえ、実際に発生した事例や今後起こり得る可能性の高い事例を提示し、実践的危機管理能力の育成に寄与する。
その他	・小学校教諭専修免許状取得のための必修科目である。
更新日付	2024/01/12 13:54

出所:[https://portal.sz.tokoha-u.ac.jp/sz/slbssbdr.do?value\(risyunen\)=2024&value\(semekikn\)=1&value\(kougicd\)=191V1121&value\(crclumcd\)=181A1C00H5](https://portal.sz.tokoha-u.ac.jp/sz/slbssbdr.do?value(risyunen)=2024&value(semekikn)=1&value(kougicd)=191V1121&value(crclumcd)=181A1C00H5)

(4)宮城教育大学(学校防災教育基礎 a)

シラバス参照

シラバス検索 > 検索結果一覧 > シラバス参照

講義名

学校防災教育基礎 a

E-Mail

シラバス担当教員

市瀬 智紀

代表教員(成績担当教員)

市瀬 智紀

授業担当教員

市瀬 智紀

小田 隆史

久保 順也

黒川 修行

武田 真一

林田 由那

村山 良之

松崎 丈

授業コード

3AF1001

免許分野

履修対象学年

1-

対象入学年度

R4・R5・R6

次年度出講予定
前期
単位数
2
毎週授業時間数
(2)
授業形態
講義
定期時間割
前期 月曜日 3 時限 2 2 0 教室
集中
講座/専攻
防災教育授業運営部会
授業概要
気候変動に伴う環境の変化や災害リスクの想定に関する基礎的知識をもとに、想定外の事態に対応できる能力を多様なアプローチで育成する。自然環境の本質や災害発生メカニズム、危機的状況に対応できる力などを含め、東日本大震災等の災害の教訓を踏まえて、学校における防災教育・防災管理・組織活動について最低限身に付けておくべき事柄を学ぶ。 授業の到達目標 地域の自然理解の手法、危急の事態に対応する野外活動の基礎、児童・生徒の安全管理のための防災と環境保全教育の重要性を理解する。具体的には（１）災害への意識を高め、対応力を持つ、（２）東日本大震災を起点に置き、水害も含めて身近な災害に向き合うことから始める、（３）自分のいのちを守り、隣り合う人たちとともに生き抜く力を持つ子供の育成に資する、（４）対応力の基盤として、避難と避難所運営の教訓、防災教育の実践などを理解することを目標とする。
授業計画
◇以下のテーマを担当教員によるオムニバス形式により実施する。 ・学校防災の基礎 ・近年の自然災害と未来 ・東日本大震災と学校 ・地形理解 ・ハザード理解 ・防災訓練基礎 ・避難所運営と災害ボランティア

・災害とこころ ・災害対応に活かす障害者の視点 ・地域協働と学校防災 ・地方教育行政と学校防災 ・学校とNPOとの協働 ・グローバル防災 ・さらなる学習に向けて
準備学修の内容と必要な学修時間（目安）
【予習】 ・毎回の授業前に、教科書・配布資料等を熟読し、関連する用語等を調べておく（60分）
【復習】 ・毎回授業後には、配付資料やノートにより講義で得た知識の確認をする（60分）
成績評価の方法
授業内で指示する課題を踏まえて各教員による評価を総合する。
教科書・参考書
小田隆史編著『教師のための防災学習帳』（朝倉書店）ISBN978-4-254-50033-2 その他、講義の中で指示、もしくは資料を配付する。
履修に当たっての留意事項
・メッセージ 授業評価へのアンケートへの返答
関連リンク
備考
上記授業計画のうち実務経験を有する教員の授業回等

出所:<https://mueportal.miyakyo-u.ac.jp/campusweb/slbssbdr.do?value%28risyunen%29=2024&value%28semekikn%29=1&value%28kougidc%29=3AF1001&value%28crclumcd%29=ZZZZZZZZZZ>

(5)宮城教育大学(学校の安全管理と防災教育)

シラバス参照

シラバス検索 > 検索結果一覧 > シラバス参照

講義名
学校の安全管理と防災教育
E-Mail
シラバス担当教員
林田 由那
代表教員（成績担当教員）
林田 由那
授業担当教員
林田 由那 市瀬 智紀 武田 真一
授業コード
3BC2000
免許分野
履修対象学年
2-
対象入学年度
R4・R5・R6
次年度出講予定
開講
単位数
2
毎週授業時間数
(2)
授業形態
講義
定期時間割

後期＋一部集中 木曜日 3時限 2 2 3 教室
集中
講座/専攻
防災教育授業運営部会
授業概要
「環境・防災教育」での学習を踏まえ、学校防災に関連する様々な学問領域（教育学、心理学、地理学など）の理論知や過去の災害の教訓・経験に基づく実践知の習得をめざす。これらを通して、教員として児童・生徒等の命を守るとともに、児童・生徒が自らを守るために必要な思考力・判断力・表現力を身につけられることができるよう、学校安全に係る実践的指導力の基礎を身に付ける。
授業の到達目標
・学校安全の内容について、自身の言葉で説明できるようになる。 ・教員として自身が行おうとする学校安全の内容・方法について、自分の言葉で説明できるようになる。 ・履修生同士で協力し、防災に関する課題に取り組むことができるようになる。
授業計画
1, ガイダンス—授業の進め方/目標の確認 2, 学校安全—総論/関係法令/学校安全計画 3, 安全教育—目標/内容の理解 4, 安全管理—対人管理/対物管理 5, 安全管理—避難訓練 6, 安全教育—実践：地球規模の課題としての災害 7, 安全教育—実践的な安全教育 8, 安全教育—実践的な安全教育 9, 安全教育—実践的な安全教育 10, 心のケアと配慮—危機的状況下での子どもと教職員の心理 11, 心のケアと配慮—当事者との対話 12, 心のケアと配慮—他者への配慮・理解 13, 組織活動—家庭・地域との協働 14, 組織活動—NPO/ボランティア/関係機関との協働 15, まとめ
順序と内容を変更することがあります。 履修に関し質問がある学生は、遠慮なく防災教育研修機構事務室までたずねてください。 学外学習日(土日予定、1-2日間)を設定し、一部集中で実施します。 一部集中の日程は、11月2日（土）終日です。 石巻地区の学校を訪問します。 集中講義は5回分相当ですので、集中講義日に参加できる方が履修してください。
準備学修の内容と必要な学修時間（目安）
【予習】 ・毎回の授業前に、教科書等の該当箇所を熟読しておく（60分） 【復習】 ・毎回の授業後に、配付資料やノートにより講義で得た知識の確認をする（60分）
成績評価の方法
授業への主体的な参加・出席状況、授業での発表・発言、期末レポート、を総合的に評価する。
教科書・参考書
講義の中で指示もしくは資料を配付する。
履修に当たっての留意事項 ・メッセージ 授業評価へのアンケートへの返答
校外学習の際の現地までの交通費(電車・バス代など)や昼食代は、各履修者の負担となります。
関連

リンク
備考
上記授業計画のうち実務経験を有する教員の授業回等 該当なし

出所:<https://mueportal.miyakyo-u.ac.jp/campusweb/slbssbdr.do?value%28risyunen%29=2024&value%28semekikn%29=1&value%28kougid%29=3BC2000&value%28crclumcd%29=ZZZZZZZZZZ>

(6)金沢工業大学(人間と自然)

金沢工業大学 学習支援計画書 G084-01



修学基礎教育課程

授業科目区分	科目名	単位数	科目コード	開講時期	履修方法
修学基礎教育課程 人間形成基礎科目 人間と自然	人間と自然 Humanity and Nature	0	G084-01	2024年度 1期(前学期)	修学規程第4条 を参照

担当教員名

貴木 隆

*印は、実務経験のある教員を示しています。

授業科目の学習・教育目標

キーワード	学習・教育目標
1.グループ活動 2.他者理解と思いやり 3.自然と科学技術の関係 4.安全意識の修得	- グループ活動を通して、協同する大切さを理解することができる。 - 他者の意見の根拠を考え自己の考えと比較し思考する姿勢を身につけることができる。 - 科学技術者に求められる倫理観について考え続ける大切さを理解することができる。 - 教職員及びクラスメートとの会話を通して、学びの広がりや深まりを理解することができる。 - 科学技術者として「安全」に対する責任を認識し実践することができる。

授業の概要および学習上の助言

白山麓キャンパスにおいて1泊2日の日程で実施する、グループ活動を主体とした研修である。合宿形式の研修であるため、講義だけでなく生活すべてが学習となる。

1. 普段の学生生活とは異なる環境での活動を通じて、自然やその地域での暮らしを理解したうえで、科学技術のあり方や関わり方について考える
 2. 様々なグループワークやミーティングを通じて自己の考えをまとめるとともに、多様な考え方や感じ方があることを理解する。
- これらのことを意識しながら、準備されたグループ活動や研究施設の見学には、能動的に参加する。

※肩が丘キャンパス出発時に必ず健康確認を受け、体調が不良の場合や研修中に不都合(体調不良など)が生じた場合は、修学アドバイザーもしくは支援員に申し出ること。

※食事にアレルギーなど、合宿研修を行う上で何らかの配慮が必要な場合は事前に修学アドバイザーに申し出ること。

※必ずグループ単位で行動し、単独行動をしないこと。特に、夜間の外出は厳禁。

※その他、白山麓キャンパスにおける注意事項を十分に把握し、安全第一とし、自然の中での活動を大いに楽しむ。

教科書および参考書・リザーブブック

教科書：指定なし
参考書：指定なし
リザーブブック：指定なし

履修に必要な予備知識や技能

学生が達成すべき行動目標

No.	学科教育目標	
①	A,B,G	グループで討議を行い、その内容を簡潔に文章でまとめることができる。
②	A,B,G	グループで討議した成果をまとめ、わかりやすく口頭発表することができる。
③	A,B,G	価値観や考え方を相互に理解しあうことから生まれる気遣いや配慮の大切さを文章でまとめることができる。
④	A,B,G	科学技術者に必要な倫理観について、考え続ける大切さを理解し、文章でまとめることができる。
⑤	A,B,G	大学での学びの広がりや深まりを理解し、文章でまとめることができる。
⑥		

達成度評価

		評価方法						
		試験	クイズ 小テスト	レポート	成果発表 (口頭・実技)	作品	ポートフォリオ	その他
指標と評価割合	総合評価割合	0	0	50	20	0	0	30
	知識を取り込む力	0	0	5	0	0	0	5
	思考・推論・創造する力	0	0	5	5	0	0	10
	コラボレーションとリーダーシップ	0	0	10	5	0	0	25
	発表・表現・伝達する力	0	0	10	5	0	0	15
	学習に取り組む姿勢・意欲	0	0	20	5	0	0	45

※総合力指標で示す数値内訳、授業運営上のおおよその目安を示したものです。

評価の要点		
評価方法	行動目標	評価の実施方法と注意点
試験	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
クイズ 小テスト	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
レポート	①	レ
	②	レ
	③	レ
	④	
	⑤	
	⑥	
成果発表 (口頭・実技)	①	レ
	②	レ
	③	レ
	④	
	⑤	
	⑥	
作品	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
ポートフォリオ	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
その他	①	レ
	②	レ
	③	レ
	④	
	⑤	
	⑥	

具体的な達成の目安	
理想的な達成レベルの目安	標準的な達成レベルの目安
・グループ内で、根拠に基づく多様な意見が積極的に述べられ、それらの意見を論理的に集約することができる。 ・グループの提案をイラストや図表を用いて、わかりやすく資料で示し、聴講者を引き付けるような態度で説明をすることができる。 ・仲間との会話などの中で、自分と相手との距離感が最適になるような気づきをするという仲間への配慮とともに、仲間の価値観や考え方を相互に理解しあうことから生まれる気遣いや配慮をすることができる。 ・研修の目的を理解し、積極的に活動に参加するとともに、定められたルールを守り、仲間にもその必要性を伝えることができる。	・グループ内で、活発な意見交換ができ、それらの意見をまとめることができる。 ・グループの意見をまとめ、説明することができる。 ・仲間との会話などのなかで、仲間に対して何らかの配慮をすることができる。 ・研修の目的を理解し、定められたルールを守ることができる。

CLIP学習プロセスについて

一般に、授業あるいは課外での学習では、「知識などを取り込む」→「知識などをいろいろな角度から、場合によってはチーム活動として、考え、推論し、創造する」→「修得した内容を表現、発表、伝達する」→「総合的に評価を受ける、Good Work!」：のようなプロセス（一部あるいは全体）を繰り返し行いながら、応用力のある知識やスキルを身につけていくことが重要です。このような学習プロセスを大事に行動してください。

※学習課題の時間欄には、指定された学習課題に要する標準的な時間を記載してあります。日々の自学自習時間全体としては、各授業に応じた時間（例えば2単位科目の場合、予習2時間・復習2時間/週）を取るよう努めてください。詳しくは教員の指導に従ってください。

授業明細				
回数	学習内容	授業の運営方法	学習課題(予習・復習)	時間 分※
オリエンテーション	白山麓キャンパスの施設紹介や注意事項など説明する。 各グループで、この研修でのそれぞれの役割分担を行いその内容を説明する。	カンファレンスルームにて講義形式で実施。修学アドバイザーと支援員が担当する。	事前に配布された「人間と自然資料」、筆記用具を持参する。	
人間と自然概要と目的	講義を聴講し本研修の目的を理解し、それぞれのテーマについて、グループで自己と他者の意見を比較し考えを深める。 ・科学技術者の倫理観について	カンファレンスルームにて、講義及びグループ討議を実施。修学アドバイザーが担当する。	【課題】 ・聴講メモを作成する。 ・自己の考えとグループメンバーの意見を比較し、考えをまとめる。	20
フィールドワーク	白山麓の自然の中での活動を通して、今後の学びに対する知的好奇心を養う。また、チームワークの大切さについて理解する。 内容は、フォトログイニング、ハーブの里・響きの森 ミントレイノでの活動等	白山麓キャンパス周辺でのフィールドワークを実施。修学アドバイザー、支援員が担当。	【課題】 フィールドワークの内容ををまとめ、発表のための資料を取集する。	60
学科教員による講義	教員が大学時代の学びや活動を通じた気づきを自己のキャリアデザインとして講義。各自大学4年間のキャリアデザインを描く。	エントランスホールにて講義形式で実施。専門学科の教員が担当	【課題】 ・聴講メモを作成する。 ・自己の考えをまとめる。	20
グループミーティング	翌日のプレゼンテーションの準備を行う。フィールドワークの内容や活動を通して学んだこと、などグループで話し合い、内容構成・資料作成・発表原稿の作成を行う。	グループワークルームなど、白山麓キャンパス内の施設を利用して、グループ独自で実施。	プレゼンテーションのための内容構成・資料作成・発表原稿の作成を行う。	120
朝の集いと清掃活動	朝の集いでは、ラジオ体操、校歌斉唱を行う。本日のスケジュールを把握する。その後、各宿泊ブースの清掃を行う。	朝の集いは、体育館で実施。支援員が担当する。		
プレゼンテーション	プレゼンテーションを行い、情報や意見をわかりやすく伝えることやフィールドワークでの体験から得た学びを共有する。伝えることとその内容を理解し考察することを学ぶ。	カンファレンスルームにて実施。修学アドバイザーが担当する。各グループの発表を評価し、優秀グループを投票する。最優秀グループは表彰する。副賞も授与する。	それぞれのプレゼンテーションの内容をまとめる。	20
救急救命士講習	救急救命士講習を受講する。この実践を通して、得られる知識技能を越えて、他者との助け合いの中で自己の存在や大学での学びを活かせることに気づく。また、科学技術者として、「安全」に対する責任を理解する。	イノベーションハブにて、実施。講義と実技を行う。終了者には、修了書（有効期限3年）を授与する。	安全に対する責任を考える。自己を越えた広い「存在」の中で今後の学びを考える。	20

出所: <https://europa.kanazawa-it.ac.jp/opsyllabus/kitos0110/2/0>